

建物移転料算定要領

第一章 総則

（適用範囲）

第 1 条 この要領は、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（平成15年 8 月 5 日付け国総国調第57号国土交通事務次官通知。以下「運用方針」という。）第16第 1 項及び第 3 項に規定する建物の移転料に係る調査算定に適用するものとする。

（建物の区分）

第 2 条 調査算定に当たり、建物は次表のとおり区分する。

建物区分	判 断 基 準
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は 2 階建の建物
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は 3 階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組（在来）工法以外の工法により建築された建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物

非木造建物〔Ⅱ〕	石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物
----------	--

注）建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられている、又は、建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次に掲げるものをいう。ただし、借家人等の建物所有者と異なる者の所有であり、かつ、容易に取り外しが行えるような場合は、この限りでない。

- (1) 電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備（キュービクル式受変電設備を除く。）、太陽光発電設備（建材型）等）
- (2) 通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、警備設備、表示設備、テレビジョン共同受信施設等）
- (3) ガス設備
- (4) 給・排水設備、衛生設備
- (5) 空調（冷暖房・換気）設備
- (6) 消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）
- (7) 排煙設備
- (8) 汚物処理設備
- (9) 煙突
- (10) 運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。）
- (11) 避雷針

第二章 調査及び積算

（木造建物の調査及び積算）

第3条 木造建物の調査及び推定再建築費の積算は、別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うものとする。

（非木造建物の調査及び積算）

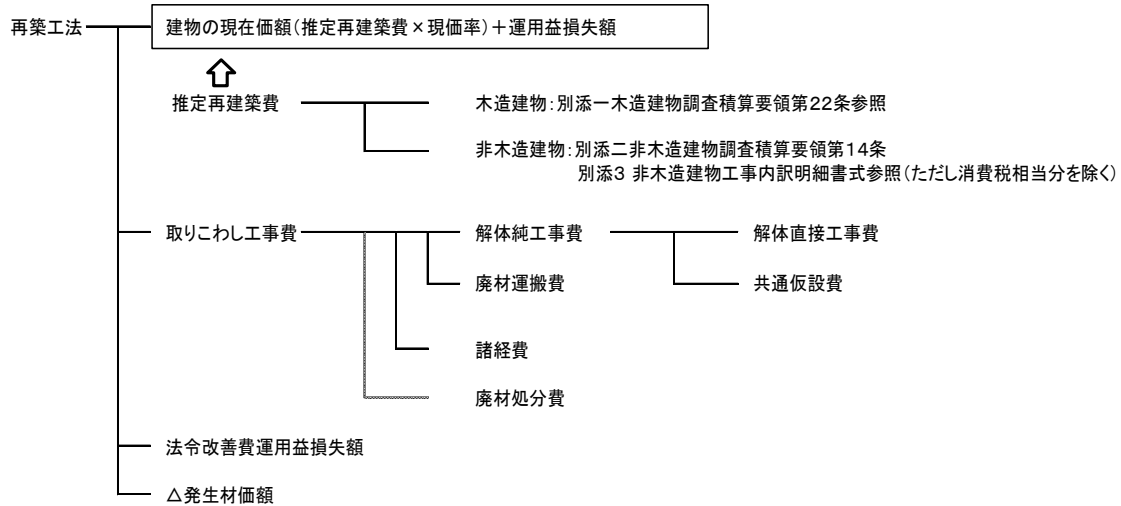
第4条 非木造建物の調査及び推定再建築費の積算は、別添二非木造建物調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）により行うものとする。

第三章 算定

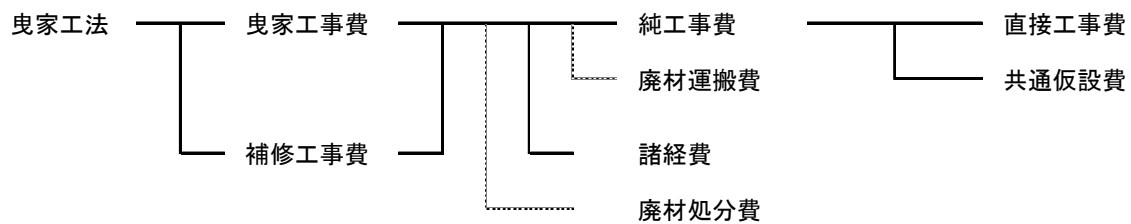
(移転料の構成)

第5条 運用方針第16第1項(6)各号の移転工法ごとの移転料の構成は次のとおりとする。

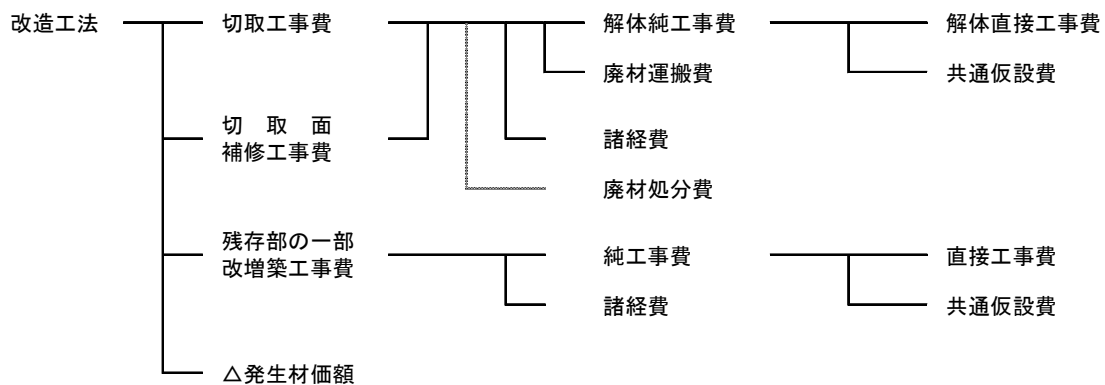
<再築工法の構成>



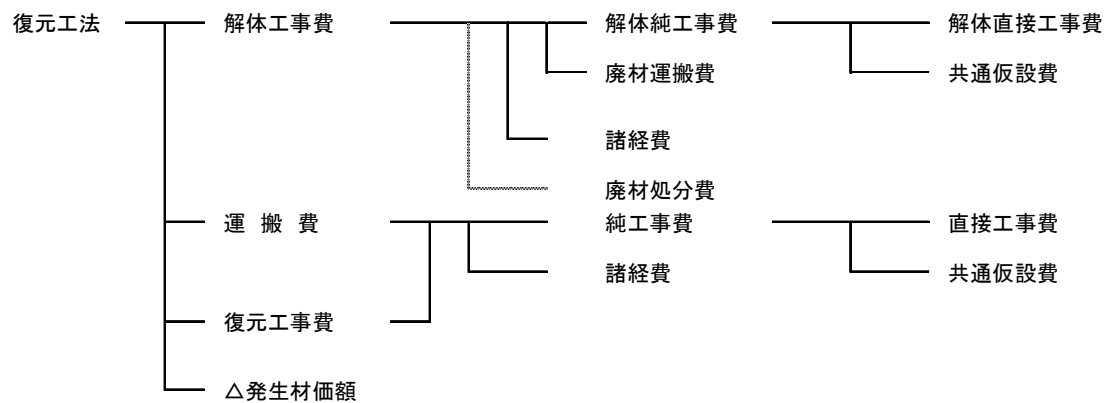
<曳家工法の構成>



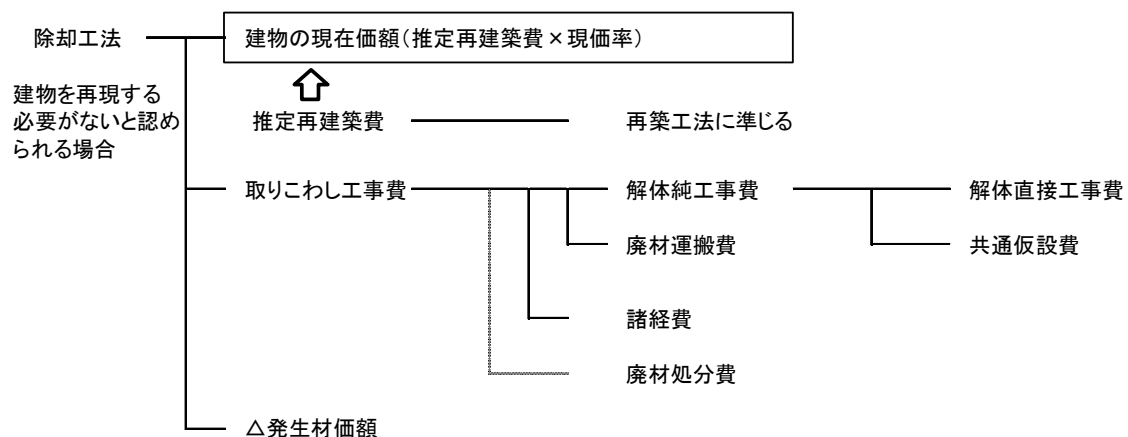
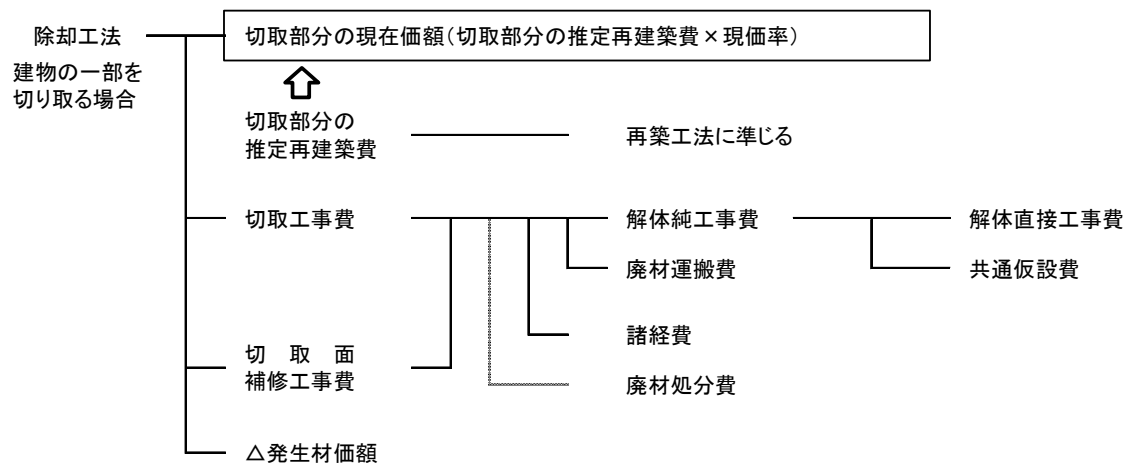
<改造工法の構成>



< 復元工法の構成 >



< 除却工法の構成 >



(移転料の算定)

第6条 運用方針第16第1項(6)第1号及び第3号から第5号の建物の移転料は移転工法ごとに建物移転料算定表(様式第1号から4号)を用いて算定した額とし、

運用方針第 16 第 1 項（6）第 2 号の建物の移転料は別記曳家移転料算定要領により算定した額とする。

なお、運用方針第 16 第 1 項（6）第 1 号ただし書きの算定については、次の各号によるものとする。

一 照応建物の推定建築費が従前建物の推定再建築費を上回る場合は次に掲げる式により算定した額とする。

従前建物の現在価額＋運用益損失額＋（照応建物の推定建築費－従前建物の推定再建築費）＋取りこわし工事費－発生材価額

二 照応建物の推定建築費が従前建物の推定再建築費を下回り、かつ照応建物の推定建築費が従前建物の現在価額を上回る場合は次に掲げる式により算定した額とする。

従前建物の現在価額＋（照応建物の推定建築費－従前建物の現在価額）×運用益損失額率＋取りこわし工事費－発生材価額

三 照応建物の推定建築費が従前建物の推定再建築費を下回り、かつ現在価額を下回る場合は次に掲げる式により算定した額とする。

従前建物の現在価額＋取りこわし工事費－発生材価額

2 取りこわし工事費、解体工事費、切取工事費及び切取面補修工事費（以下「取りこわし工事費等」という。）は、次に掲げる式により算定した額とする。

取りこわし工事費等＝解体純工事費＋廃材運搬費＋諸経費＋廃材処分費

一 解体純工事費

解体純工事費は、次に掲げる式により算出した額とする。

解体純工事費＝解体直接工事費＋共通仮設費

（一） 解体直接工事費

解体直接工事費は解体撤去に要する費用（廃材運搬費及び廃材処分費を除く。）とし、木造建物にあっては様式第 5 号を用いて、非木造建物にあっては非木造建物要領別添 3 工事内訳明細書式を用いて算出する。

（二） 共通仮設費

ア 共通仮設費の内容は、木造建物にあっては木造建物要領第 22 条第 2 項第 1 号のとおりとし、非木造建物にあっては非木造建物要領別添 3 の 6 ①のとおりとする。

イ 共通仮設費は、木造建物にあっては木造建物要領別添 2 木造建物数量積算基準第 14 に定める共通仮設費率、非木造建物にあっては非木造建物要領別添 3 別記に定めるⅠ共通仮設費率表に基づき、次の式により算定するものとする。ただし、第 2 条の建物区分のうち、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物並びに非木造建物〔Ⅱ〕については、これを適用しないものとする。

共通仮設費＝解体直接工事費×共通仮設費率

共通仮設費率は解体直接工事費の合計額に対応した率を適用するもの

とする。ただし、移転先を残地と認定した建物については、建築工事の
共通仮設を解体工事でも共用できるため、共通仮設費は計上しないもの
とする。

二 廃材運搬費

廃棄物処分場までの廃材の運搬費を計上する。

三 諸経費

(一) 諸経費の内容は、木造建物にあっては木造建物要領第 22 条第 2 項第 2 号
及び第 3 号のとおりとし、非木造建物にあっては非木造建物要領別添 3 の 6
②のとおりとする。

(二) 諸経費は、木造建物にあっては木造建物要領別添 2 木造建物数量積算基準
第 15 に定める諸経費率表、非木造建物にあっては非木造建物要領別添 3 別
記に定めるⅡ諸経費率表に基づき、次の式により算定するものとする。ただ
し、第 2 条の建物区分のうち、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特
殊建物並びに非木造建物〔Ⅱ〕については、これを適用しないものとする。

諸経費＝（解体純工事費＋廃材運搬費）×諸経費率

諸経費率は、一発注（建築及び解体）を単位として算定された純工事
費と廃材運搬費の合計額に対応した率を適用するものとする。

なお、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非
木造建物については一発注として算定するものとする。

四 廃材処分費

解体撤去で発生した廃材の処分費用を計上する。

3 前項各号に掲げる費用の算定に当たっては、石綿含有建材が存する場合には、当
該各号によるほか、石綿調査算定要領（平成 24 年 3 月 30 日国土用第 50 号）によ
り算定を行うものとする。

4 発生材価額は、解体撤去により発生する市場価値のある発生材について、種別、
等級等に区分し、必要に応じ計上するものとする。

（移転料の端数処理）

第 7 条 建物の移転料の算定を行う場合の端数処理は、原則として、次の各号に掲げ
る場合を除き、1 円未満切り捨てとする。

一 補償単価及び資材単価等は、次による。

イ 100 円未満のとき 1 円未満切り捨て

ロ 100 円以上10,000 円未満のとき 10 円未満切り捨て

ハ 10,000 円以上のとき 100 円未満切り捨て

二 共通仮設費及び諸経費にあっては、100 円未満を切り捨てた金額を計上する。

この場合において、その額が100 円未満のときは、1 円未満切り捨てとする。

別記 曳家移転料算定要領

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 曳家工法の移転料算定については、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（平成15年8月5日付け国総国調第57号国土交通事務次官通知。）第16第1項（6）第2号に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

（建物の区分）

第2条 算定に当たり、建物は建物移転料算定要領（平成28年3月11日付け国土用第76号土地・建設産業局総務課長通知。以下「建物算定要領」という。）第2条による区分に従い、木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物並びに非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕にそれぞれ区分する。

2 木造建物〔Ⅰ〕の算定については、第2章に定めるところによる。ただし、対象となる建物の構造、形状、材種等から判断して、この要領を適用することが妥当でないと認められるときは、木造建物〔Ⅰ〕以外の建物として扱うものとする。

3 木造建物〔Ⅰ〕以外の算定については、原則として、専門メーカー等の見積を徴することにより行うものとする。

第2章 算 定

（移転料の算定）

第3条 曳家工法の移転料は、建物移転料算定表〔曳家工法〕（様式第1）及び木造建物建築直接工事費計算書〔曳家工法〕（様式第2）を用いて、次に掲げる式により算定した額とする。

補償額＝純工事費＋廃材運搬費＋諸経費＋廃材処分費

純工事費：直接工事費に共通仮設費を加えた額とする。

（算定単価）

第4条 移転料の算定に用いる単価は、次の各号によるものとする。

- 一 〇〇〇〇（起業者が別途定める補償金算定標準書等を記入する。）の単価
- 二 〇〇〇〇に記載されていない細目の単価については、「建設物価（一般財団法人建設物価調査会発行）」、「積算資料（一般財団法人経済調査会発行）」又はこれらと同等であると認められる公刊物に記載されている単価及び専門業者の資料単価

（数量計算）

第5条 数量の算出は、この要領に定めるもののほか、建物算定要領別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）の別添2木造建物数量積算基準（以下「数

量積算基準」という。)によるものとする。

- 2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、次の方法により行うものとする。
 - 一 数量計算の集計は、木造建物建築直接工事費計算書〔曳家工法〕(様式第2)に計上する項目ごとに行う。
 - 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位(小数点以下第4位切捨て)まで求める。
 - 三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。
- 3 構造材、仕上げ材その他の木造建物建築直接工事費計算書〔曳家工法〕(様式第2)に計上する数量は、前項第二号及び第三号で算出したものを小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)で計上する。

(直接工事費)

第6条 直接工事費は、次の各号により算定するものとする。

一 曳家工事費

曳家工事費は、次に定めるところにより算出する各工事費の合計額とする。

ア 曳家基本工事費は、次の方法により算出する。

工事費＝曳家基本工事面積×単価

曳家基本工事面積：1階床面積×規模補正率×2階建補正率×曳家係数

- (ア) 規模補正率は、次表の1階床面積の区分に対応した率とする。この場合において、算出された数値がそれぞれの欄の前欄において算出される数値の最高値に達しないときは、その最高値を限度として補正することができる。

1階床面積	50 m ² 未満	50 m ² 以上 70 m ² 未満	70 m ² 以上 100 m ² 未満	100 m ² 以上 130 m ² 未満	130 m ² 以上 180 m ² 未満	180 m ² 以上 250 m ² 未満	250 m ² 以上
補正率	1.19	1.10	1.06	1.00	0.94	0.85	0.71

- (イ) 2階建補正率は、次表の1階床面積の区分に対応した率とする。

1階床面積	50 m ² 未満	50 m ² 以上 70 m ² 未満	70 m ² 以上 100 m ² 未満	100 m ² 以上 130 m ² 未満	130 m ² 以上 180 m ² 未満	180 m ² 以上 250 m ² 未満	250 m ² 以上
補正率	1.00	1.09	1.14	1.23	1.33	1.53	1.87

- (ウ) 曳家係数は、次の方法により算出する。

曳家係数＝1＋[a]＋[b]＋[c]＋[d]＋[e]＋[f]＋[g]

① 曳距離補正 [a]

曳距離	20 m以内	40 m以内	60 m以内	80 m以内	100 m以内
補正率	0.00	0.10	0.20	0.30	0.40

注) 曳行を複数工程にわたって行う場合、2回目以降の曳行20m毎に0.10を補正率として加算する。

② 回転補正 [b]

回 転 角 度	0°	30° 以内	60° 以内	90° 以内	120° 以内	150° 以内	180° 以内
補正率	0.00	0.07	0.14	0.21	0.28	0.35	0.42

③ 高低差補正 [c]

高低差	0 m以内	0.5 m以内	1.0 m以内	1.5 m以内	2.0 m以内	2.5 m以内	3.0 m以内
補正率	0.00	0.15	0.30	0.45	0.60	0.75	0.90

④ 障害要素

各種障害	補正率	摘 要
基礎重複補正 [d]	0.20	高低差補正又は近接施工補正と同時に適用する場合は補正率を0.10とする。
方向替補正 [e]	0.15	方向替1回当たりに補正する。
近接施工補正 [f]	0.30	従前地（移転前）において隣地との離隔距離が道路接面以外の三方いずれかが1m未満の場合に補正する。
傾斜地補正 [g]	[a] + [c]	曳距離補正と高低差補正の和とする。

イ 基礎工事費は、木造建物要領第28条により算出する。ただし、数量積算基準第4第1項第一号による布基礎長は、次表の基礎切欠補正率を乗じた値とする。

基礎切欠補正率	1.10
---------	------

なお、基礎が重複するときは、重複部分を人力施工にて算出することとし、基礎数量（布基礎長及び束石数量）は次の方法により算出する。

重複部分の基礎数量 = 基礎総数量 × 重複部分の面積 / 1階床面積

重複部分以外の基礎数量 = 基礎総数量 - 重複部分の基礎数量

ウ 基礎等解体工事費は、次の方法により算出する。

(7) 基礎解体工事費

工事費 = 基礎数量（布基礎長・束石数量）× 単価

基礎が重複するときは、前イなお書きの方法により算出する。

(イ) 建築設備等解体工事費

工事費 = 種別・規格・形状別数量 × 単価

二 補修工事費

補修工事費は、次に定めるところにより算出する各工事費の合計額とする。

ア 仮設工事費は、木造建物要領第27条により算出する。

イ 部位別補修工事費は、次の式により算出する。

$$\text{工事費} = (\text{外壁工事費} + \text{内壁工事費} + \text{床工事費}) \times \text{補修費率}$$

(ア) 外壁工事費は、木造建物要領第31条により算出する。

(イ) 内壁工事費は、木造建物要領第32条により算出する。

(ウ) 床工事費は、木造建物要領第33条各号により算出する。ただし、数量積算基準第9による施工面積及び数量（帖数）は、1階床のうち木材による床組が施工されている部分の仕上材種ごと及び畳の材種ごとに算出した値とする。

(エ) 補修費率は、30パーセントとする。

ウ 床工事費は、木造建物要領第33条第一号により算出する。ただし、数量積算基準第9による施工面積は、1階床のうち木材による床組が施工されていない部分の仕上材種ごとに算出した値とする。

エ 建築設備工事費は、木造建物要領第40条により算出する。この場合において、必要な項目を抽出し、原則として、次表の算出対象を基に算出する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

工事項目	算出対象
ガス設備工事（屋外）	都市ガスは個人負担部分の全延長 プロパンガスはガスボンベまでの全延長
〃（屋内）	1階部分の全延長
給水設備工事（屋外）	個人負担部分の延長
〃（屋内）	1階部分の水栓（蛇口）数量
排水設備工事（屋外）	排水桝までの全延長
〃（屋内）	1階部分の水栓（蛇口）数量
衛生設備工事（屋外）	全部
〃（屋内）	床組のある便所を除く1階部分の全部

オ 建物附随工作物工事費は、必要な項目を抽出し、木造建物要領第41条により算出する。

（共通仮設費）

第7条 共通仮設費は、木造建物要領第22条第2項第一号の内容とし、数量積算基準第14に定める共通仮設費率に基づき、次の式により算定するものとする。

$$\text{共通仮設費} = \text{直接工事費} \times \text{共通仮設費率}$$

（諸経費）

第8条 諸経費は、木造建物要領第22条第2項第二号及び第三号の内容とし、数量積算基準第15に定める諸経費率表に基づき、次の式により算定するものとする。

$$\text{諸経費} = (\text{純工事費} + \text{廃材運搬費}) \times \text{諸経費率}$$

2 諸経費率は、純工事費と廃材運搬費の合計額に対応した率を適用するものとする。

なお、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。

（廃材運搬費及び処分費）

第9条 曳家工事に伴い発生する廃材等の運搬及び処分に要する費用は、次の各号により算定するものとする。

一 廃材運搬費

廃棄物処分場までの廃材の運搬費を計上する。

二 廃材処分費

解体撤去で発生した廃材の処分費用を計上する。

2 前項各号に掲げる費用の算定に当たっては、石綿含有建材が存する場合には、前項各号によるほか、石綿調査算定要領（平成24年3月30日国土用第50号）により算定を行うものとする。

別添一 木造建物調査積算要領

第 1 章 総 則

（適用範囲）

第 1 条 この要領は、建物移転料算定要領（平成28年 3 月11日付け国土用第76号土地・建設産業局総務課長通知。以下「建物算定要領」という。）第 3 条に係る木造建物の調査及び推定再建築費の積算に適用するものとする。

（木造建物の区分）

第 2 条 調査積算に当たり、木造建物は建物算定要領第 2 条による区分に従い、木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物にそれぞれ区分する。

2 木造建物〔Ⅰ〕の調査及び推定再建築費の積算については、第 2 章及び第 3 章に定めるところによる。ただし、対象となる建物の構造、形状、材種等から判断して、この要領を適用することが妥当でないと認められるときの調査積算は、木造建物〔Ⅰ〕以外の木造建物として扱うものとする。

3 木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕及び木造特殊建物の調査については、第 2 章の規定を準用して行うほか、推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとし、積算については、別添 2 の木造建物数量積算基準（以下「数量積算基準」という。）に定める諸率は適用しないものとし、第 3 章の規定を準用した積み上げによるか、又は専門メーカー等の見積を徴することにより行うものとする。

第 2 章 調 査

（所在地等の調査）

第 3 条 建物の調査を行うに当たっては、あらかじめ、次の事項について調査を行うものとする。

- 一 建物の所在地
- 二 建物所有者の氏名又は名称（代表者の氏名）、住所又は所在地及び電話番号
- 三 建築年月
- 四 構造及び用途

（調査の方法）

第 4 条 建物調査は、建物平面等のほか第 7 条から第 1 9 条までに定める建物の部位ごとに区分して行うものとする。

2 不可視部分の調査は、既存図が入手できる場合にはこれを利用することができるものとする。この場合において、可能な範囲内で写しを入手するものとする。また、既存図が入手できない場合には建物所有者、設計者又は施工者からこれらの状況を聴取する等の方法により調査を行うものとする。ただし、既存図が入手できる場合でも当該建物と

既存図の間に相違があると認められる場合には、既存図が入手できない場合の調査を行い補正するものとする。

（平面の調査）

第5条 建物平面の調査は、建物の階層ごとの平面図を作成するために必要な次の各号に係るものについて行うものとする。

- 一 間取り、寸法及び各室の名称
- 二 柱及び壁の位置
- 三 床の間及び押入れ等の位置
- 四 開口部（引違い戸、開戸、開口等別）の位置
- 五 その他必要な事項

2 建物の各室の平面の寸法は、柱の中心間の長さによるものとする。

（仮設の調査）

第6条 仮設に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 1階の外壁の面数（出幅が45センチメートル以内の出窓等の面数は除く。）
- 二 シート張りの要否（都市計画法の指定区域、周辺の状況等）

（基礎の調査）

第7条 基礎に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 基礎の種類
- 二 布基礎の基礎天端幅及び地上高（地盤面から基礎天端までの高さとする。以下同じ。）
- 三 多雪区域等の高床式基礎の形状寸法
- 四 べた基礎の基礎立上部分の天端幅、地上高、底盤部分の施工面積及び形状寸法
- 五 独立基礎、玉石基礎の形状寸法及び数量
- 六 床下防湿コンクリートの施工面積及び形状寸法
- 七 傾斜地に建築されている建物で車庫等に利用されている半地下式の基礎又は松杭若しくはコンクリート杭等で補強している建物の基礎の形状寸法及びその他必要な事項
- 八 束立てを施工してある部分の面積（用途区分が専用住宅であるときを除く。）
- 九 玄関、浴室等直接コンクリートが打設されている部分の施工面積及び形状寸法
- 一〇 仕上げ
- 一一 その他必要な事項

（軸部の調査）

第8条 軸部に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 柱径（最も多く使用されている柱とする。）
- 二 柱長（1階及び2階の別）
- 三 柱の材種、品等及びこれらの分布
- 四 その他必要な事項

(屋根の調査)

第9条 屋根に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 屋根形状（切妻、寄棟、入母屋等）
- 二 軒出及び傍軒出
- 三 屋根勾配
- 四 仕上材種

(外壁の調査)

第10条 外壁に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 各階の外壁周長
外壁周長は、柱の中心間で測定する。
- 二 各階の壁高
1階の壁高は、外壁の施工されている下端から軒（敷）桁又は胴差し（2階梁）の上端までとし、2階の壁高は、胴差し（2階梁）の上端から軒（敷）桁の上端までとする。
なお、屋根の形状が片流れの場合は、両壁高の平均値とする。
- 三 屋根の形状が切妻の場合は、梁間及び妻高
妻面積の算出が可能な調査とする。
- 四 仕上材種
- 五 軒天井が仕上施工されている場合は、その位置及び仕上材種
- 六 その他面積の算出に必要な事項

(内壁の調査)

第11条 内壁に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 各室の天井高
- 二 仕上材種が腰壁等と異なる場合には、仕上材ごとの高さ等
- 三 仕上材種

(床の調査)

第12条 床に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 各室の仕上材種
- 二 畳の材種及び数量（帖数）

(天井の調査)

第13条 天井に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 各室の天井の種類（竿縁、底目地、舟底、打上げ等）
- 二 各室の仕上材種
- 三 その他面積の算出に必要な事項

（開口部〔金属製建具〕の調査）

第14条 金属製建具に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 サッシュ窓
 - ア 設置位置
 - イ 種類（引違い、両開き、片開き、ルーバー、固定式等）
 - ウ 材質
 - エ 規格寸法
 - オ 面格子の有無
 - カ 雨戸の有無及び鏡板の有無
- 二 玄関・勝手口等のドア
 - ア 設置位置
 - イ 種類、材質及び規格寸法
- 三 手摺等
 - ア 設置位置
 - イ 種類、材質及び規格寸法
- 四 その他必要な事項

（開口部〔木製建具〕の調査）

第15条 木製建具に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 設置位置
- 二 種類及び規格寸法
- 三 材質
- 四 面格子の有無
- 五 雨戸の有無
- 六 その他必要な事項

（造作の調査）

第16条 造作に係る調査は、次の事項について行うものとする。

- 一 種類（床の間、書院、床脇、欄間、造付けタンス、階段、手摺、押入れ、造付け下駄箱、床下収納庫、掘りこたつ、霧除庇等。ただし、軸部工事に係る木材材積量に含まれる構造部材を除く。）
- 二 形状寸法
- 三 数量
- 四 その他必要な事項

（樋の調査）

第17条 樋に係る調査は、次の事項について行うものとする。なお、第三号の数量は、原則として設計寸法又は図示の寸法による延長又は箇所数によるものとする。

- 一 形状寸法（軒樋、豎樋、谷樋、集水器別）
- 二 形質

三 数量（軒樋、豎樋、谷樋については延長、集水器については箇所数）

（建築設備の調査）

第18条 建築設備に係る調査は、次の事項について行うものとする。

一 電気設備

ア 電灯、コンセント、スイッチ及び分電盤の設置位置

イ 規格（コンセントは埋込、露出の別及び口数等、スイッチは埋込、露出の別及び連数、分電盤は回路数）

ウ 数量

エ 照明器具の種類

二 ガス設備

ア 都市ガス又はプロパンガスの別

イ 配管の位置

ウ ガス管の種類、規格及び延長

エ ガス栓の規格及び数量

三 給水・給湯設備

（一）建物内

ア 給水・給湯の水栓（蛇口）の設置位置

イ 水栓の種類及び規格

ウ 水栓の数量（外水栓を除く。）

（二）建物外（敷地内）

ア 水道管の敷設位置

イ 計量器の位置

ウ 水道管の種類、規格及び延長

エ 水栓の数量

（三）上記以外の設備の種類、規格寸法、数量等

四 排水設備

建物外（敷地内）

ア 排水管、枳等の敷設位置

イ 排水管、枍等の種類、規格寸法及び数量

ウ 排水管の延長

五 衛生設備

ア 種類（浴槽、洗面台、便器等）

イ 規格寸法

ウ 数量

六 厨房設備

ア 種類（流し台、調理台等）

イ 規格寸法

ウ 数量

七 その他の設備（空調(冷暖房)設備、消火設備、浄化槽等）

ア 種類

イ 規格寸法

ウ 数量

（建物附随工作物の調査）

第19条 建物附随工作物については、次の事項について調査するものとする。

一 種類（テラス、ベランダ等）

二 設置位置

三 形状寸法

四 数量

（木造建物調査表及び図面の作成）

第20条 調査が終了したときは、様式第1による木造建物調査表を作成するものとする。

2 図面は、別添1木造建物図面作成基準（以下「図面作成基準」という。）により作成するものとする。

（写真撮影等）

第21条 次により写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

一 写真撮影

次の箇所を撮影する。

ア 四方からの外部及び屋根

イ 各室

ウ 造作、建築設備及び建物附随工作物

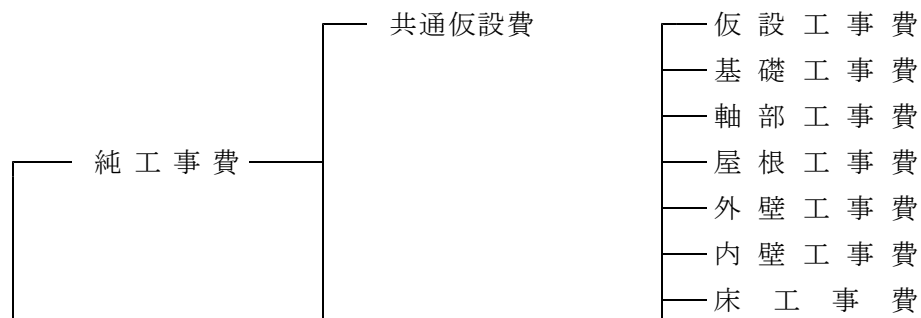
二 写真台帳

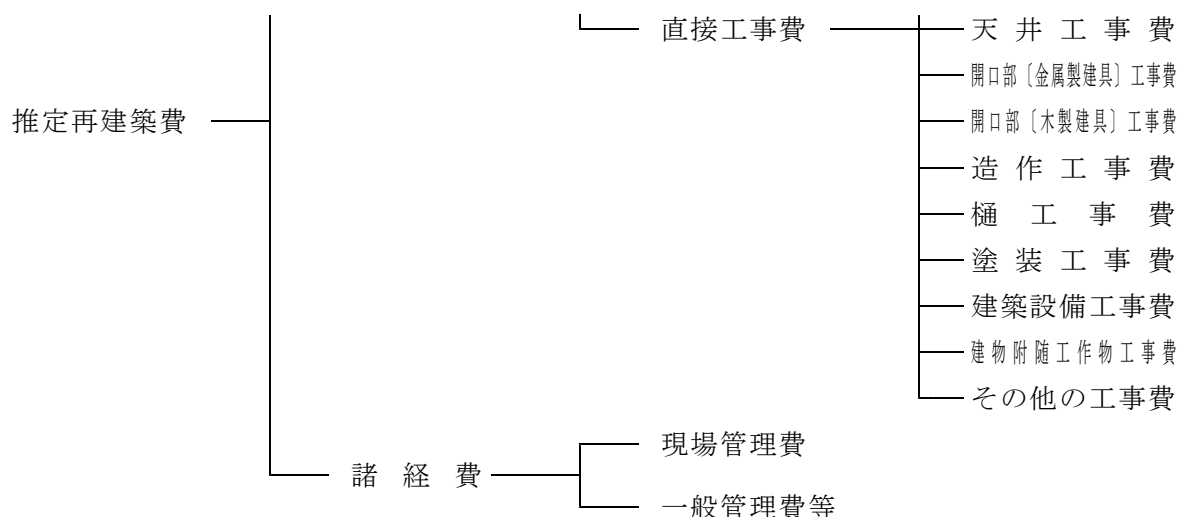
撮影の位置、方向及び写真番号を記載した建物の配置図及び平面図を添付し、撮影年月日を記入する。

第3章 積 算

（推定再建築費の構成）

第22条 木造建物の推定再建築費の構成は、次のとおりとするものとする。





2 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の内容は、それぞれ次のとおりとする。

一 共通仮設費

準備費（敷地整理費）、仮設物費（仮囲い費、下小屋費及び簡易トイレ設置費）、動力用水光熱費（仮設電力設置費、電気料金及び水道料金）、整理清掃費（建物敷地及び接面道路の清掃費）その他費用

二 現場管理費

労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、雑費その他原価性経費配賦額

三 一般管理費等

一般管理費（役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、電力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、営業債権貸倒償却、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料及び雑費）及び付加利益（法人税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金等）

（積算単価等）

第23条 補償金の積算に用いる単価は、次の各号によるものとする。

一 ○○○○（起業者が別途定める補償金算定標準書等を記入する。）の単価

二 ○○○○に記載されていない細目の単価については、「建設物価（一般財団法人建設物価調査会発行）」、「積算資料（一般財団法人経済調査会発行）」又はこれらと同等であると認められる公刊物に記載されている単価及び専門業者の資料単価

（数量積算）

第24条 建物の部位別の工事費の算定は、別添2の木造建物数量積算基準（以下「数量積算基準」という。）に定めのあるものは、これを用いて行うものとする。

（計算数値の取扱い）

第25条 補償金の積算に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使

用されている例によるものとする。

ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。

一 数量計算の集計は、木造建物建築直接工事費計算書（様式第9）に計上する項目ごとに行う。

二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。

三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

（木造建物建築直接工事費計算書に計上する数値）

第26条 木造建物建築直接工事費計算書（様式第9）に計上する数値は、次の各号によるもののほか、図面作成基準第5による計測値を基に算出した数値とする。

一 建物の延べ床面積は、図面作成基準第6第3項で算出した数値とする。

二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第二号及び第三号で算出したものを小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）で計上する。

（仮設工事費）

第27条 仮設工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 仮設工事面積 × 単価

仮設工事面積：数量積算基準第3による。

（基礎工事費）

第28条 基礎工事費は、次の方法により算出するものとする。

一 布基礎

ア 布コンクリート等基礎

工事費 = 布基礎長 × 単価

布基礎長：数量積算基準第4第一号アによる。

イ 布基礎仕上げ

工事費 = 基礎外周長 × 単価

基礎外周長：1階の外壁周長とする。

二 束石

工事費 = 束石数量 × 単価

束石数量：数量積算基準第4第二号による。

三 べた基礎

ア ベた基礎

工事費 = 底盤部分の工事費 + 立ち上がり部分の工事費
= [(1階の底盤部分の施工面積×単価)] + [(布基礎長×単価)]
1階の底盤部分の施工面積：第7条第四号で調査し、算出した数値とする。
布基礎長（立ち上がり部分）：数量積算基準第4第一号イによる。

イ ベた基礎仕上げ

工事費 = 基礎外周長 × 単価
基礎外周長：1階の底盤部分の外周長（柱の中心間の測定値）とする。

四 独立基礎、玉石基礎

工事費 = 独立基礎数又は玉石基礎数 × 単価
独立基礎数又は玉石基礎数：第7条第五号で調査した数量とする。

五 土間コンクリート

工事費 = 施工面積 × 単価
施工面積：第7条第九号で調査し、算出した数値とする。

六 床下防湿コンクリート

工事費 = 施工面積 × 単価
施工面積：第7条第六号で調査し、算出した数値とする。

（軸部工事費）

第29条 軸部工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 軸部木材費 + 労務費（大工手間等）
= [(木材材積量×単価)] + [(延床面積×単価)]
木材材積量：数量積算基準第5による。

（屋根工事費）

第30条 屋根工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 施工面積 × 単価 （仕上材種別の合計額を求める。）
施工面積：数量積算基準第6による。

（外壁工事費）

第31条 外壁工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 施工面積 × 単価 （仕上材種別の合計額を求める。）
施工面積：数量積算基準第7による。

（内壁工事費）

第32条 内壁工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 施工面積 × 単価 （仕上材種別の合計額を求める。）
施工面積：数量積算基準第8による。

(床工事費)

第33条 床工事費は、次の方法により算出するものとする。

一 床仕上材種

工事費 = 施工面積 × 単価 (仕上材種別の合計額を求める。)

施工面積：数量積算基準第9による。

二 畳敷き

工事費 = 数量(帖数) × 単価 (畳の材種別の合計額を求める。)

数量(帖数)：数量積算基準第9による。

(天井工事費)

第34条 天井工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 施工面積 × 単価 (仕上材種別の合計額を求める。)

施工面積：数量積算基準第10による。

(開口部〔金属製建具〕工事費)

第35条 金属製建具に係る工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：数量積算基準第11による。

(開口部〔木製建具〕工事費)

第36条 木製建具に係る工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：数量積算基準第12による。

(造作工事費)

第37条 造作工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：第16条で調査した数量とする。

(樋工事費)

第38条 樋工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 数量 × 単価 (種類別の合計額を求める。)

数量：第17条で調査した数量とする。

(塗装工事費)

第39条 塗装工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費 = 延床面積 × 単価

(建築設備工事費)

第40条 建築設備工事費は、設備の種類ごとに次の方法により算出するものとする。

一 電気設備工事費

工事費＝数量×単価（種類別の合計額を求める。）

数量：数量積算基準第13第一号による。

二 ガス設備工事費

ア 都市ガス

各地域の工事費の実態により算出する。

イ プロパンガス

工事費＝プロパンガス調整器等設置費＋（配管数量×単価）
＋（ガス栓数量×単価）

配管数量、ガス栓数量：第18条第二号で調査し、算出した数量とする。

三 給水、給湯設備工事費

工事費＝水栓工事費＋建物内配管工事費＋建物外配管工事費
＝〔水栓(蛇口)の種類ごとの数量×単価〕＋〔水栓(蛇口)数量×単価〕
＋〔本管取付から計量器までの工事費＋（計量器からの配管数量×単価）〕

水栓(蛇口)の種類ごとの数量：数量積算基準第13第二号アによる。

水栓(蛇口)数量：数量積算基準第13第二号イによる。

計量器からの配管数量：第18条第三号(二)で調査し、算出した数値とする。

四 排水設備工事費

工事費＝建物内排水設備工事費＋建物外排水設備工事費
＝〔水栓(蛇口)数量×単価〕＋〔（種類別配管数量×単価）＋（桝等の数量
×単価）〕

水栓(蛇口)数量：数量積算基準第13第三号による。

種類別配管数量及び桝等の数量：第18条第四号で調査し、算出した数値とする。

五 衛生設備工事費

工事費＝数量×単価（種類別の合計額を求める。）

数量：第18条第五号で調査した数量とする。

六 厨房設備工事費

工事費＝数量×単価（種類別の合計額を求める。）

数量：第18条第六号で調査した数量とする。

七 その他の設備工事費

工事費＝数量×単価（種類別の合計額を求める。）

数量：第18条第七号で調査した数量とする。

（建物附随工作物工事費）

第41条 建物附随工作物工事費は、次の方法により算出するものとする。

工事費＝数量×単価（種類別の合計額を求める。）

数量：第19条で調査した数量とする。

（その他の工事費）

第42条 第27条から第41条までに掲げる工事以外の工事費は、第27条から第41条までに掲げる工事の方法に準じて算出するものとする。

（共通仮設費）

第43条 共通仮設費は、次の式により算出するものとする。

共通仮設費 = 直接工事費 × 共通仮設費率

直接工事費：第27条から第42条までに算出した各工事費の合計額とする。

共通仮設費率：数量積算基準第14による。

（諸経費）

第44条 諸経費は、次の式により算出するものとする。

諸経費 = 純工事費 × 諸経費率

純工事費：直接工事費に共通仮設費を加えた額とする。

諸経費率：数量積算基準第15による。

なお、第23条第二号に規定する単価を積算に用いる場合において、当該単価に第22条第2項第二号及び第三号に規定する費用と同等の諸経費が含まれている場合は諸経費の対象としないものとする。

2 諸経費率は、一発注（建築及び解体）を単位とし、純工事費と廃材運搬費の合計額に対応した率を適用するものとする。

なお、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。

（建築直接工事費の積算）

第45条 建築直接工事費は、様式第9により算出するものとする。

別添 1 木造建物図面作成基準

（作成する図面）

第 1 作成する図面の種類及び作成方法については、原則として、別表に掲げるものとする。

（用紙及び図面）

第 2 図面の大きさは、原則として、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）A列3番横とする。

2 平面図は様式第7により、配置図、立面図その他の図面は様式第8により作成する。

（図の配置）

第 3 平面図、配置図等は、原則として、図面の上方が北の方位となるように配置し、立面図、断面図等は、上下方向を図面の上下に合わせる。

（図面の縮尺）

第 4 作成する各図面の縮尺は、原則として、別表に表示する縮尺とし、各図面に当該縮尺を記入する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

（建物の計測）

第 5 建物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

2 面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

（図面等に表示する数値及び面積計算）

第 6 調査図面に表示する数値は、第5の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

2 面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、それを各階ごとに累計し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。

3 延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。

4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

(図面表示記号)

第7 図面に表示する記号は、原則として、日本工業規格の図記号を用いる。

(線の種類)

第8 線は、原則として、次の4種類とする。

実線	—————
破線	— — — — —
点線	-----
鎖線	— — — — —

2 線の太さは、原則として、0.2ミリメートル以上とする。

(文字)

第9 図面に記載する文字は、原則として、横書きとする。ただし、寸法を表示する数値は寸法線に添って記入する。

2 文字のうち、漢字は楷書体を用い、術語のかなは平仮名、外来語は片仮名、数字は算用数字とする。

3 文字の大きさは、原則として、漢字は3.0ミリメートル角以上、平仮名、片仮名、算用数字等は2.0ミリメートル角以上とする。

(勾配の表示)

第10 勾配の表示は、原則として、正接を用いるものとする。この場合において、分母を10とした分数で表示する。

(別 表)

図 面 名 称	作 成 の 方 法 等	縮 尺	備考
配 置 図	配置図は、次により作成するものとする。 一 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。 二 縮尺は、原則として、次の区分による。 (1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木 100分の1又は200分の1 (2) 庭園、墳墓、庭木等 50分の1又は100分の1 三 用紙は、日本工業規格A列3番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、A列2番によることができる（以下この節において同じ。）。 四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。		

	五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。 六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。 七 図面中に次の事項を記入する。 (1) 敷地面積 (2) 用途地域 (3) 建ぺい率 (4) 容積率 (5) 建築年月 (6) 構造概要 (7) 建築面積（一階の床面積をいう。以下同じ。） (8) 建物延べ床面積										
平 面 図	(1) 平面図は、様式第 7 に建物ごとに作成する。ただし、2 階建の建物で 1 枚の用紙に作成できない場合は、様式第 8 を使用する。 (2) 建物の方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし、図面右上部に記入する。 (3) 建物の面積計算に必要な部分及び借家人の占有面積、店舗等の用途区分に応じて主要間仕切りに寸法線を記入する。 (4) 建物の面積計算は、各階の床面積ごとに行い、原則として、図面の左下側に記入する。 (5) 変形建物等で通常の間面積計算により算出が困難な場合には、当該部分の三斜計算を行う。 (6) 店舗、事務所、工場等の用途別の面積及び占有区分の面積については、別途必要と認められる部分のみの計算を行う。 (7) 各室の仕上げは、次表を用いて表示する。 <table><tr><td>室 名</td><td></td></tr><tr><td>壁</td><td></td></tr><tr><td>床</td><td></td></tr><tr><td>天 井</td><td></td></tr></table> (8) 建具については、その位置を表示する。ただし、別に建具表（図面）を作成することができる。 (9) 外壁仕上げは、特に必要な場合はその名称を記入する。 (10) 当該建物に用地取得等の予定線が掛かる場合は、赤色の実線で表示する。	室 名		壁		床		天 井		1/100	
室 名											
壁											
床											
天 井											
立 面 図	立面図は、様式第 8 を使用し（以下同様の様式を使用する。）、4 面を作成し、仕上材種の名称を記入する。	1/100									
屋 根 伏 図	屋根伏図は、屋根の形状、勾配、軒出、傍軒出及び葺材名称及び樋の形状寸法、材質並びに延長（数量）を記入し、屋根面積及び樋集計表（計算過程を含む。）を記載する。	1/100									

建築設備位置図 (電気設備)	平面図を基に、電灯等の区分別に設置されている位置を表示する。	1/100	
建築設備位置図 (給水・給湯設備)	平面図を基に、給水・給湯の水栓が設置されている位置を表示する。ただし、排水設備を同一の図面で作成することができる。	1/100	
建築設備位置図 (屋内・排水設備)	平面図を基に、屋内排水は浴槽、洗面台、便器等の設置されている位置を表示する。 (注) 給水・給湯設備と同一の図面で作成することができる。	1/100	
建築設備位置図 (屋外・排水設備)	配置図を基に、屋外排水の設置されている位置を表示する。ただし、同一の敷地内に複数棟の建物がある場合は兼用することができる。	1/100 又は 1/200	
建築設備位置図等 (上記以外の建築設備)	厨房設備、空調設備、浄化槽等が設置されている場合には、各々の設備の積算に必要な図面を作成する。 ただし、厨房（流し台等）設備及び空調（クーラー等）設備については、平面図に表示することができる。		必要に応じて作成する
写真撮影方向図	配置図及び平面図を基に、写真撮影の位置を明確にするための位置図を作成する。	1/100 又は 1/200	

別添 2 木造建物数量積算基準

（適用範囲）

第 1 この数量積算基準に定める諸率を適用することができる建物の用途の区分は、次表のとおりとする。

用 途 区 分 表

用 途	適用することができる建物
専 用 住 宅	専用住宅のほか、併用（店舗、事務所）住宅、診療所、医院等で構造及び間取りの形状が専用住宅に類似するもの
共 同 住 宅	共同住宅のほか、家族寮、独身寮、病院、老人ホーム等で構造及び間取りの形状が共同住宅に類似するもの
店 舗 、 事 務 所	店舗、事務所のほか、信用金庫、郵便局、公民館、集会所、校舎、園舎等で構造及び間取りの形状が店舗、事務所に類似するもの
工 場 、 倉 庫	工場、倉庫のほか、作業所等で構造及び間取りの形状が工場、倉庫に類似するもの

（適用方法）

第 2 この数量積算基準に定める諸率の適用方法については、次条以下に定めるところによる。この場合において、次条以下の表により算出された数値がそれぞれの欄の前欄において算出される数値の最高値に達しないときは、その最高値を限度として補正することができる。

（仮設工事費）

第 3 仮設工事費の算出に用いる仮設工事面積は、次の方法により算出する。

仮設工事面積 = 延床面積 × 規模補正率 × 建物形状補正率

一 規模補正率は、次表の延床面積の区分に対応した率とする。

区 分	I	II	III	IV	V	VI	VII
延 床 面 積	50 m ² 未満	50 m ² 以上 70 m ² 未満	70 m ² 以上 100 m ² 未満	100 m ² 以上 130 m ² 未満	130 m ² 以上 180 m ² 未満	180 m ² 以上 250 m ² 未満	250 m ² 以上
補正率	1.15	1.10	1.05	1.00	0.90	0.85	0.75

二 建物形状補正率は、次表の建物形状（1階の外壁の面数）に対応した率とする。

建物の形状	I	II	III
判 断 基 準	外壁面が6面以下の建物	外壁面が7面以上10面以下の建物	外壁面が11面以上の建物
補 正 率	1.00	1.10	1.20

三 築年次が異なる建物が接合している場合の仮設工事面積の算出にあたっては、一体の建物として延床面積を算出することとし、それに対応した規模補正率及び建物形状補正率を用いるものとする。

(基礎工事費)

第4 基礎工事費の算出に用いる布基礎長及び束石数量は、次の方法により算出する。

一 布基礎長は、1階床面積に基礎率を乗じた値とする。なお、べた基礎の立ち上がり部分の布基礎長にあつては、1階の底盤部分の施工面積に基礎率を乗じた値とする。また、これらの布基礎長の算出に用いる基礎率は、次表の面積区分及び各用途に対応した率とする。

ア 布コンクリート等基礎

$$\text{布基礎長} = 1\text{階床面積} \times \text{基礎率}$$

イ ベタ基礎の立ち上がり部分

$$\text{布基礎長} = 1\text{階の底盤部分の施工面積} \times \text{基礎率}$$

二 束石数量は、1階床面積に専用住宅の基礎率を乗じた値とする。なお、専用住宅以外の用途にあつては、個別に算出した束石施工面積に専用住宅の基礎率を乗じた値とする。また、これらの束石数量の算出に用いる基礎率は、次表の面積区分に対応した率とする。

ア 用途が専用住宅の場合

$$\text{束石数量} = 1\text{階床面積} \times \text{基礎率}$$

イ 用途が専用住宅以外の場合

$$\text{束石数量} = \text{束石施工面積} \times \text{基礎率}$$

2 1階が2以上の用途に区分されているときは、1階床面積に対応した面積区分において用途ごとに対応した基礎率により基礎長を算出する。

3 一つの用途の場合において基礎の種類が異なる場合は、その種類ごとに施工面積を算出し、面積区分に対応した基礎率により基礎長を算出する。

4 建物の形状又は間仕切りの状況から、次表の基礎率を使用することが困難と認められるときは、別途個別に基礎長を算出する。

基 礎 率 [1階床面積1㎡当たり]

面 積 区 分			I	II	III	IV
用 途	種 類	単 位	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 130㎡未満
専 用 住 宅	布基礎	m	1.16	1.10	1.04	0.96
	束 石	個	0.43	0.44	0.45	0.47
共 同 住 宅	布基礎	m	1.18	1.13	1.07	1.00

店舗・事務所	布基礎	m	0.95	0.89	0.84	0.76
工場・倉庫	布基礎	m	0.67	0.62	0.56	0.49

面 積 区 分			V	VI	VII
用 途	種 類	単 位	130㎡以上 180㎡未満	180㎡以上 250㎡未満	250㎡以上
専 用 住 宅	布基礎	m	0.88	0.85	0.79
	束 石	個	0.48	0.51	0.55
共 同 住 宅	布基礎	m	0.92	0.89	0.84
店舗・事務所	布基礎	m	0.69	0.65	0.59
工場・倉庫	布基礎	m	0.41	0.34	0.28

- 5 築年次が異なる建物が接合している場合の布基礎長及び束石数量の算出にあたっては、一体の建物として一階床面積を算出することとし、それに対応した基礎率を用いるものとする。

（軸部工事費）

- 第5 軸部工事費の算出に用いる木材材積量は、次の方法により算出する。なお、木材材積量の算出に用いる木材材積率は、次表の用途、柱径、柱長及び面積区分に対応した率とする。

木材材積量 = 延床面積 × 木材材積率

- 2 併用住宅である場合又は現状では一つの用途の建物であっても建築時に異なる用途で建築されている場合は、その用途ごとに床面積を算出し、次表の延床面積に対応した面積区分において、用途毎の木材材積率により木材材積量を算出する。
- 3 1階と2階の柱長が異なる場合は、それぞれの床面積ごとに延床面積に対応した木材材積率を乗じることにより木材材積量を算出する。

木 材 材 積 率 [延床面積 1 ㎡あたり]

			I	II	III	IV	V	VI	VII
用 途	柱 径	柱 長	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 180㎡未満	180㎡以上 250㎡未満	250㎡以上
専用住宅	90 mm × 90 mm	3.00 m	0.19	0.18	0.17	0.16	0.15	0.13	0.12
		4.00 m	0.20	0.19	0.18	0.17	0.16	0.14	0.13
	105 mm × 105 mm	3.00 m	0.21	0.20	0.19	0.18	0.16	0.14	0.13
		4.00 m	0.23	0.22	0.21	0.19	0.18	0.15	0.15
	120 mm	3.00 m	0.24	0.23	0.22	0.20	0.19	0.16	0.15

	× 120 mm	4.00 m	0.26	0.25	0.24	0.22	0.20	0.18	0.17
共同住宅	90 mm × 90 mm	3.00 m	0.18	0.17	0.17	0.16	0.14	0.12	0.11
		4.00 m	0.20	0.19	0.18	0.17	0.15	0.13	0.12
	105 mm × 105 mm	3.00 m	0.20	0.19	0.18	0.17	0.16	0.13	0.13
		4.00 m	0.22	0.21	0.20	0.19	0.17	0.15	0.14
	120 mm × 120 mm	3.00 m	0.23	0.22	0.21	0.20	0.18	0.15	0.14
		4.00 m	0.25	0.24	0.23	0.22	0.20	0.17	0.16
	店 舗・ 事務所	90 mm × 90 mm	3.00 m	0.16	0.15	0.14	0.13	0.12	0.10
			4.00 m	0.17	0.16	0.16	0.15	0.13	0.11
		105 mm × 105 mm	3.00 m	0.18	0.17	0.16	0.15	0.13	0.11
			4.00 m	0.19	0.18	0.17	0.16	0.15	0.12
		120 mm × 120 mm	3.00 m	0.20	0.19	0.18	0.17	0.15	0.13
			4.00 m	0.22	0.21	0.20	0.19	0.17	0.14
工 場・ 倉 庫	90 mm × 90 mm	3.00 m	0.15	0.14	0.14	0.13	0.11	0.09	0.08
		4.00 m	0.16	0.15	0.15	0.14	0.12	0.10	0.09
	105 mm × 105 mm	3.00 m	0.17	0.16	0.15	0.14	0.13	0.10	0.09
		4.00 m	0.18	0.17	0.16	0.15	0.14	0.11	0.10
	120 mm × 120 mm	3.00 m	0.19	0.18	0.17	0.16	0.15	0.12	0.11
		4.00 m	0.21	0.20	0.19	0.18	0.16	0.13	0.12

注 木材材積量に含まれる構成部材は、次表のとおりである。

区 分	部 材 名 称
柱 材	通し柱、構造柱、造作柱、化粧柱、半柱
下層横架材	土台、火打土台、床束、大引、根太
上層横架材	軒桁、妻梁、大梁（化粧梁）、梁、床梁、火打梁、胴差
小屋組材	小屋束、母屋、棟木、谷木、隅木、垂木掛、垂木
構造補助材	間柱、筋違、窓台、窓まぐさ、根太掛
仕 上 げ 材	回り縁、付け鴨居、長押、敷居、鴨居、額縁、三方杵、畳寄せ、幅木、上り框、破風板、鼻隠し、押入中棚
羽 柄 材	野地板、胴縁（板）、野縁

4 柱径が120ミリメートルを超え、若しくは柱長が4メートルを超える建物又は建物の各部位の施工状況が通常でない建物の木材材積量は、次の各号に定めるところにより補正して求める。この場合において複数の補正を必要とするときは、それぞれの補正率を相乗する。

一 柱径（120mm超から180mmまで）の補正を要する建物

補正後の木材材積量＝木材材積量（当該建物の延床面積区分に応ずる柱径120mm・

柱長のもの) × 下表に掲げる補正率

柱 径	補 正 率
135 mm × 135 mm	1 . 2 0
150 mm × 150 mm	1 . 3 0
165 mm × 165 mm	1 . 4 5
180 mm × 180 mm	1 . 6 0

二 柱長（柱長 4 m 超から 5 m まで）の補正を要する建物

補正後の木材材積量＝木材材積量（当該建物の延床面積区分に応ずる柱径・柱長 4 m のもの）× 下表に掲げる補正率

柱 径	補 正 率
90 mm × 90 mm	1 . 0 4
105 mm × 105 mm	1 . 0 8
120 mm × 120 mm	1 . 0 9

三 各部位の施工状況で補正を要する建物

補正後の木材材積量＝木材材積量（当該建物の延床面積に応ずる柱径・柱長のもの）× 下表に掲げる割引率を用いて算出した補正率（1－各部位の割引率の和）

ア 用途が店舗、事務所の場合

部 位	判 断 基 準	割引率
床	店舗・事務所内の 1 階床が土間コンクリート等で仕上げられており、木材による床組等が施工されていない場合	0.06
間仕切壁	店舗・事務所内の面積が 20 m ² 以上で間仕切壁等が一切無い場合	0.13
内 壁	店舗・事務所内に内壁等（間仕切壁を除く。）が一切施工されていない場合	0.06
天 井	店舗・事務所内に天井が一切施工されていない場合	0.03

イ 用途が工場、倉庫の場合

部 位	判 断 基 準	割引率
床	工場・倉庫内の 1 階床が土間コンクリート等で仕上げられており、木材による床組等が施工されていない場合	0.05
間仕切壁	工場・倉庫内の面積が 20 m ² 以上で間仕切壁等が一切無い場合	0.10
内 壁	工場・倉庫内に内壁等（間仕切壁を除く。）が一切施工され	

	ていない場合	0.04
天 井	工場・倉庫内に天井が一切施工されていない場合	0.03

- 5 築年次が異なる建物が接合している場合の木材材積量の算出にあたっては、一体の建物として延床面積を算出することとし、それに対応した木材材積率を用いるものとする。

(屋根工事費)

- 第6 屋根工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出する。なお、屋根勾配伸び率は、次表による。

$$\text{施工面積} = \text{屋根伏面積} \times \text{屋根勾配伸び率} \left(\sqrt{1 + (\text{勾配})^2} \right)$$

勾 配	1/10	1.5/10	2/10	2.5/10	3/10	3.5/10	4/10
伸び率	1.005	1.011	1.020	1.031	1.044	1.059	1.077
勾 配	4.5/10	5/10	5.5/10				
伸び率	1.097	1.118	1.141				

(外壁工事費)

- 第7 外壁工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出した仕上材種ごとの値とし、様式第2により求める。この場合の外部開口部面積には、一か所当たりの開口部の面積が0.50平方メートル以下のものは、算入しない。

$$\text{施工面積} = \text{外壁面積（開口部面積を含む。）} - \text{外壁開口部面積}$$

(内壁工事費)

- 第8 内壁工事費の算出に用いる施工面積は、次の方法により算出した仕上材種ごとの値とし、様式第3により求める。この場合の内部開口部面積には、一か所当たりの開口部の面積が0.50平方メートル以下のものは、算入しない。

$$\text{施工面積} = \text{内壁面積（開口部面積を含む。）} - \text{内壁開口部面積}$$

- 2 階段室の内壁施工面積は、次表に掲げる面積を標準とする。

階段の形式	内壁施工面積	備 考
直 階 段 廻り階段 折返し階段	10.80 m ²	1階床より2階床までの面積

(床工事費)

- 第9 床工事費の算出に用いる施工面積は、仕上材種ごとに算出した値とし、様式第4により求める。ただし、畳敷きについては、畳の材種ごとの数量（帖数）の合計を求める。

（天井工事費）

第10 天井工事費の算出に用いる施工面積は、仕上材種ごとに算出した値とし、様式第4により求める。

（開口部〔金属製建具〕工事費）

第11 開口部〔金属製建具〕工事費の算出に用いる種類別数量は、次の方法により算出するものとし、様式第5により求める。

- 一 サッシュ窓（ルーバー及び固定式を除く。）は、次の種類別の窓面積の合計とする。
また、サッシュ窓のうちルーバー及び固定式については、各々の窓面積の合計とする。
 - ア 雨戸無し面格子無し
 - イ 雨戸無し面格子有り
 - ウ 雨戸有り鏡板無し
 - エ 雨戸有り鏡板有り
- 二 玄関、勝手口、窓手摺り、出窓等は、各々の種類、材質及び規格寸法別の箇所数の合計とする。

（開口部〔木製建具〕工事費）

第12 開口部〔木製建具〕工事費の算出に用いる種類別数量は、次の方法により算出するものとし、様式第6により求める。

- 一 木製建具は、次の種類別の建具枚数の合計とする。
 - ア フラッシュ戸（戸ふすま含む。）
 - イ ガラス戸、窓
 - ウ 雨戸
 - エ 障子
 - オ ふすま
- 二 格子戸、戸袋、出窓等は、各々の種類、材質及び規格寸法別の建具枚数又は箇所数の合計とする。

（建築設備工事費）

第13 建築設備工事費の算出に用いる数量は、次の方法により算出する。

- 一 電気設備工事費
 - ア 電灯
建物に設置されている電灯の数量とする。
 - イ スイッチ、コンセント及び分電盤
第18条で調査した規格ごとの数量とする。
 - ウ 配管配線
建物に設置されている電灯、スイッチ、コンセント及び分電盤の合計数とする。
- 二 給水、給湯設備工事費
 - ア 水栓工事費

水栓（蛇口）の種類ごとの数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水栓（蛇口）数を除いた各々の合計とする。

イ 建物内配管工事費

水栓（蛇口）数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水栓（蛇口）数を含む合計とする。

三 建物内排水設備工事費

水栓（蛇口）数量は、洗面器具及び水洗便器等の器具に附随する水栓（蛇口）数を含む合計とする。

（共通仮設費）

第 1 4 共通仮設費率は、3 パーセントとする。

（諸経費）

第 1 5 諸経費率は、次表の純工事費に対応した率による。

諸経費率表

純工事費(百万円)	諸経費率(%)	純工事費(百万円)	諸経費率(%)
10 以下	34.5	55 を超え 60 以下	22.4
10 を超え 12 以下	33.0	60 を超え 70 以下	21.5
12 を超え 14 以下	31.8	70 を超え 80 以下	20.9
14 を超え 16 以下	30.8	80 を超え 90 以下	20.3
16 を超え 18 以下	29.9	90 を超え 100 以下	19.8
18 を超え 20 以下	29.2	100 を超え 120 以下	18.9
20 を超え 22 以下	28.5	120 を超え 140 以下	18.2
22 を超え 24 以下	27.9	140 を超え 160 以下	17.6
24 を超え 26 以下	27.4	160 を超え 180 以下	17.1
26 を超え 28 以下	26.9	180 を超え 200 以下	16.7
28 を超え 30 以下	26.4	200 を超え 250 以下	15.8

30 を超え 35 以下	25.5	250 を超え 300 以下	15.1
35 を超え 40 以下	24.7	300 を超え 350 以下	14.6
40 を超え 45 以下	24.0	350 を超え 400 以下	14.1
45 を超え 50 以下	23.4	400 を超え 500 以下	13.4
50 を超え 55 以下	22.8	500 を超えるもの	12.8

- (注) 1. 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。
2. 本表の諸経費率を適用する純工事費は、一発注（建築＋解体）を単位として算定された額とする。
- なお、本表の諸経費率の適用に当たっては、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。
3. 住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保費用は諸経費率に含まれている。

別添二 非木造建物調査積算要領

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この要領は、建物移転料算定要領（平成28年3月11日付け国土用第76号土地・建設産業局総務課長通知（以下「建物算定要領」という。）第4条に係る非木造建物の調査及び推定再建築費の積算に適用するものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要領において「既存図」とは、調査対象建物の建築確認申請通知書の設計図、請負契約書の添付設計図、完成時の竣工図等の図面及びその他法令の定めによって作成された図面をいう。
- 2 この要領において「不可視部分」とは、建物の調査を行う場合に剥離及び破壊等を行わなければ容易に調査できない部分をいう。
- 3 この要領において「細目」とは、非木造建物工事内訳明細書式に計上する補償金額積算の最小単位の項目をいい、細目は原則として数量に単価を乗じて計算する。
- 4 この要領において「複合単価」とは、材料・労務・機械器具等複数の原価要素を含んだ細目の単価をいう。
- 5 この要領において「合成単価」とは、複数の細目の複合単価から構成される単価をいう。

(非木造建物の区分)

- 第3条 調査算定に当たり、非木造建物は、建物算定要領第2条による区分に従い、非木造建物〔Ⅰ〕及び〔Ⅱ〕に区分する。
- 2 非木造建物〔Ⅰ〕の調査及び推定再建築費の積算については、第2章及び第3章に定めるところによる。
- 3 非木造建物〔Ⅱ〕の調査については、次条、第5条及び第6条の規定を準用して行うほか、推定再建築費用の積算が可能となるよう行うものとし、積算については、別添2非木造建物数量計測基準Ⅰ第5号に規定する別表の統計数量値及び別添3非木造建物工事内訳明細書式の6に規定する別記非木造建物補償諸率表は適用しないものとし、第3章の規定を準用した積み上げによるか、又は専門メーカー等の見積を徴することにより行うものとする。

第2章 調 査

(調査)

第4条 非木造建物の調査は、現地において当該建物の位置、用途、構造、規模、仕様、規格、経過年数、管理状況等建築費が算出できるようにするための調査を行うものとする。

（既存図の利用）

第5条 前条の調査を行うに当たっては、既存図がある場合はこれを利用して調査することができるものとする。

（不可視部分の調査）

第6条 不可視部分の調査については、既存図が入手できる場合にはこれを利用して調査を行うものとする。この場合において、可能な範囲内で写しを入手するものとする。ただし、当該不可視部分の数量を別に定める統計数量により計算する場合には、当該不可視部分の調査は不要とする。

2 前項の調査において、当該建物に既存図がない場合又は当該建物と既存図の間に相違があると認められる場合においては、所有者、設計者又は施工者からの聞き込み等の方法により調査を行うものとする。

（構造計算）

第7条 既存の建物の一部又は全部を変更して積算を行う場合については、建築基準法第20条第2項に規定する構造計算を行うものとする。ただし、鉄骨造りの建物については、建物の構造が軽量鉄骨造りから重量鉄骨造りに、又は重量鉄骨造りから鉄筋コンクリート造りに変更になる場合等を除いて構造計算は不要とする。

（補償金積算に必要な図面の作成）

第8条 補償金額を積算する場合の図面は、別添1 非木造建物図面作成基準（以下「図面作成基準」という。）に基づき作成するものとする。

（写真撮影等）

第9条 次により写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

一 写真撮影

次の箇所の写真を撮影する。

ア 四方からの外部及び屋根

イ 各室

ウ 造作、建築設備及び建物附随工作物

二 写真台帳

撮影の位置、方向及び写真番号を記載した建物の配置図及び平面図を添付し、撮影年月日を記入する。

（積算単価等）

第10条 補償金の積算に用いる単価は、次の各号によるものとする。

- 一 ○○○○（起業者が別途定める補償金算定標準書等を記入する。）の単価
- 二 ○○○○に記載されていない細目の単価については、「建設物価（一般財団法人建設物価調査会発行）」、「積算資料（一般財団法人経済調査会発行）」又はこれらと同等であると認められる公刊物に記載されている単価及び専門業者の資料単価

（数量の計測・計算）

第11条 細目の数量は、原則として、当該建物の作成図面に基づいて計測・計算するものとする。計測・計算方法等は、別添2 非木造建物数量計測基準によるものとする。

（計算数値の取扱い）

第12条 補償金の積算に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。

ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別途の単位を使用することができるものとする。

2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。

- 一 数量計算の集計は、別添3 非木造建物工事内訳明細書式（以下「工事内訳明細書式」という。）に計上する項目ごとに行う。
- 二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。
- 三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

（非木造建物工事内訳明細書式に計上する数値）

第13条 工事内訳明細書式に計上する数値は、次の各号によるもののほか、図面作成基準8による計測値を基に算出した数値とする。

- 一 建物の延べ床面積は、図面作成基準9（3）で算出した数値とする。
- 二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）で計上する。

（内訳書の表示）

第14条 積算結果を表示する内訳書は、別添3 非木造建物工事内訳明細書式によるものとする。

別添 1 非木造建物図面作成基準

(趣旨)

1 この基準は、非木造建物調査積算要領第 8 条に規定する図面の作成基準である。

(既存の設計書、図面等の準用)

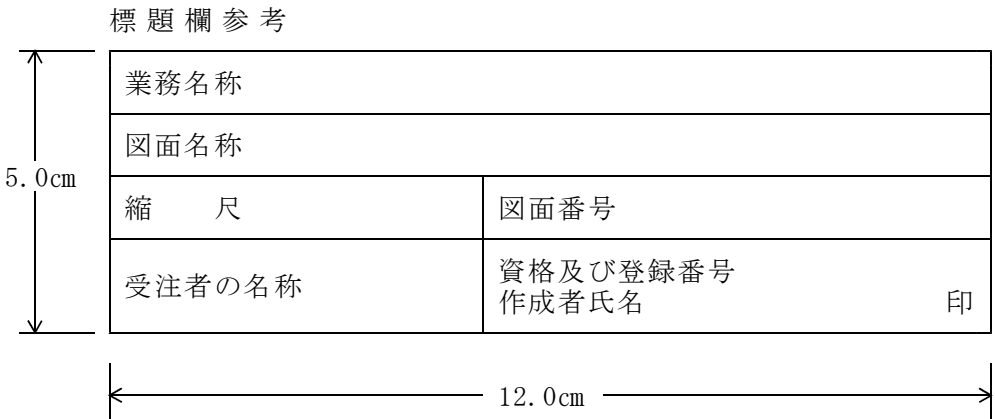
2 補償対象となる非木造建物等について既存図がある場合は、現地調査において当該建物と照合を行ったうえでこれを使用して図面を作成できるものとする。

(作成図面)

3 作成する図面の種類、縮尺及び記載事項等は(別表)に掲げるものを標準とする。

(用紙及び図面)

- 4 (1) 図面の大きさは、原則として、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)A列2判横とし、中2つ折りにして製本するものとする。
- (2) 各図面には、おおむね 3 cm 程度の枠を設けるものとする。
- (3) 各図面の右下におおむね縦 5 cm、横12cmの標題欄を設け、業務名称、図面名称、図面の縮尺、図面番号、請負者の名称、資格及び資格登録番号並びに作成者氏名を記載し、作成者の押印を行うものとする。
- (4) 図面の表紙には、作成年度、業務名称、作成年月、計画機関の名称及び作業機関の名称を記載するものとする。



(文字)

- 5 (1) 文字は明瞭に書き、原則として横書きとする。
- (2) 漢字は楷書、述語のかなはひらがな、外来語はカタカナ、数字はアラビア数字とする。

- (3) 文字の大きさは、原則として漢字は 3.0ミリメートル以上、アラビア数字、かな及びローマ字は 2.0ミリメートル以上とする。

(図の配置)

- 6 平面図、配置図などは、原則として図面の上方が北の方位となるよう配置し、立面図、断面図などは、原則として上下方向を図面の上下に合わせる。

(縮尺及びその表示)

- 7 (1) 尺度(現寸及び縮尺)は、原則として次の13種類とし、表示もこれによる。

1 / 1	1 / 10	1 / 100
1 / 2	1 / 20	1 / 200
		1 / 250
	1 / 30	1 / 300
1 / 5	1 / 50	1 / 500
		1 / 600

- (2) 尺度の記入箇所は表題欄とする。同一図面に異なる尺度を用いるときは図ごとに、表題欄にはこれらの主な尺度を記入する。

(建物の計測)

- 8 (1) 建物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)までとする。ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。
- (2) 面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
- (3) 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。

(図面等に表示する数値及び面積計算)

- 9 (1) 調査図面に表示する数値は、8の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。
- (2) 面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、それを各階ごとに累計し、小数点以下第2位(小数点以下第3位切捨て)までの数値を求めるものとする。
- (3) 延べ床面積は、前項で算出した各階別の小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。
- (4) 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

(線)

- 10 (1) 線は、原則として次の4種類とする。

実 線 _____

破 線 — — — — — — — — — —
 点 線 -
 鎖 線 — — — — — — — — — —

なお、基準線を示す場合には原則として鎖線を用いる。

(2) 線の太さは、原則として、0.2ミリメートル以上とする。

(3) 線間隔（中心距離）は、次のとおりとする。

- ① 平行線の場合は、その線間隔を線の太さの3倍以上とする。
- ② 密集する交差線の場合は、その線間隔を線の太さの4倍以上とする。

（寸法及び切断の表示）

11 (1) 寸法は、原則として寸法線にそって横書きするものとする。

(2) 切断は、原則として切断面を鎖線で表示するものとする。

（角度及びこう配の表示）

12 角度及びこう配は、原則として度又は正接を用い、正接による場合は、一般に分子を1とした分数を用いてもよい。

（記号、略号等）

13 図面に記載する記号、略号等については、原則として、日本工業規格の図記号による。

（別 表）

図 面 名	縮 尺	作 成 の 標 準	備 考
配 置 図		配置図は、次により作成するものとする。 一 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。 二 縮尺は、原則として、次の区分による。 (1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木 100分の1又は200分の1 (2) 庭園、墳墓、庭木等 50分の1又は100分の1 三 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。 四 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。 五 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数	

		存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。 六 図面中に次の事項を記入する。 (1) 敷地面積 (2) 用途地域 (3) 建ぺい率 (4) 容積率 (5) 建築年月 (6) 構造概要 (7) 建築面積（一階の床面積をいう。以下同じ。） (8) 建物延べ床面積									
平面図	1/50 ～1/100	(1) 平面図は、建物及び各階（R階を含む）ごとに作成する。 (2) 建物の方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし、図面右上部に記入する。 (3) 建物の面積計算に必要な部分及び借家人の占有面積、店舗等の用途区分に応じて主要間仕切りに寸法線を記入する。 (4) 建物の面積計算は、各階の床面積ごとに行い、原則として、図面の左下側に記入する。 (5) 変形建物等で通常的面積計算により算出が困難な場合には、当該部分の三斜計算を行う。 (6) 店舗、事務所、工場等の用途別の面積及び占有区分の面積については、別途必要と認められる部分のみの計算を行う。 (7) 各室の仕上げは、次表を用いて表示する。 <table><tr><td>室名</td><td></td></tr><tr><td>壁</td><td></td></tr><tr><td>床</td><td></td></tr><tr><td>天井</td><td></td></tr></table> (8) 建具については、その位置を表示する。ただし、別に建具表（図面）を作成することができる。 (9) 外壁仕上げは、特に必要な場合はその名称を記入する。 (10) 当該建物に用地取得等の予定線が掛かる場合は、赤色の実線で表示する。	室名		壁		床		天井		
室名											
壁											
床											
天井											
構造詳細図											

(断面図)	1/50 ～1/100	1面程度、地盤(GL)・最高高さ ・軒高・階高・天井高・床高	
(杭地業想定設計図)	1/20 ～1/100	杭伏図 杭配置・杭種・杭寸法	
(根切想定設計図)	1/20 ～1/100	①根切平面図 ②根切断面図	統計値を使用して算定を行う場合には作成する必要はない (数量計測基準Ⅲ建築(土工)3参照)
(上部く体現伏図)	1/20 ～1/100	柱・梁・床版・壁・階段・土間コンクリート・その他の図面 ①柱・梁・床版・壁伏図(配置) ②柱・梁・床版・壁断面図(形状・寸法)	土間コンクリートを除き、統計値を使用して算定を行う場合には作成する必要はない(数量計測基準Ⅴ建築(く体)参照)
立面図他			
(立面図)	1/50 ～1/100	外観各面の立面図 各外面の仕上、開口部の位置	
(写真撮影方向図)	1/50 ～1/100	建物平面図等に写真方向を記載する	
(配置図)	1/100 ～1/250	①敷地形状・寸法、隣接道路・建物・施設等 ②当該建物等の位置・寸法・方位 ③補償に係る計画道路・計画施設等と当該建物及び敷地との関係	
その他調査書			
(仕上表)		①外部仕上表(下地を含む) 屋上・外壁・外部天井・外部階段・庇・犬走り等場所別に表示 ②内部仕上表(下地を含む) 床・壁・幅木・天井・回り縁・内部階段・造付建具・機器類等各階各室別に表示	
(面積表)		①敷地面積図・求積表 ②建物面積表 1) 建築面積 2) 各階床面積・同合計 3) 延べ床面積	建築面積、床面積、延べ床面積は建築基準法上の名称 測量の成果を利用可能な場合①は作成不要
(建具表)		①建具配置図(キープラン)	

		②建具表 建具番号・建具の名称・材質・ 姿図寸法・箇所数・建具枠・ガ ラス・塗装・建具金物・開口部 としての附合物（面格子・額縁 ・網戸）等のうち必要な事項	同種・同様の開口部 については寸法等の 表示のみによること ができる
建築設備			
（電気設備）			
器具一覧表			
器具配置図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用し て作成する
受変電設備図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用し て作成する
幹線系統図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用し て作成する
動力設備系統図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用し て作成する
（給排水衛生設備）			
器具一覧表			
器具配置図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用し て作成する
消火設備系統図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用し て作成する
汚水処理設備図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用し て作成する
（空気調和設備）			
器具一覧表			
器具配置図	1/50 ～1/100		建物平面図を利用し て作成する
（昇降設備）			
諸元表			
（その他設備）			必要に応じて作成す る。

（注）その他積算に必要となる図面は上記以外のものであっても適宜作成するものとする。

別添 2 非木造建物数量計測基準

I 総則

- 1 この基準は、非木造建物調査積算要領第11条に規定する工事数量の計測及び計算等の基準である。
- 2 数量を求める対象は、別添 3 非木造建物工事内訳明細書式において、数量の表示されている細目又はこれに準ずる細目を標準とする。
- 3 この基準において「数量」とは、原則として設計数量（設計寸法に基づく計算数量）をいう。ただし計画数量（施工計画に基づく数量）又は所要数量（市場寸法による切り無駄及び施工上のやむを得ない損耗などを含む予測数量）を必要とする場合は、この基準に基づいて計算する。
- 4 この基準において「設計寸法」とは、別添 1 非木造建物図面作成基準に基づいて作成した図面等に表示された寸法及び表示された寸法から計算することのできる寸法をいう。
また、この基準において「図示の寸法」とは、図面について物指により読み取ることのできる寸法を含むものとする。
- 5 この基準において使用する統計値は（別表）に掲げるものとする。

II 建築（直接仮設）

- 1 直接仮設の数量は、図面により仮設計画を想定し、細目ごとに計画数量を算出する。算出方法は次を標準とする。
 - (1) 水盛りやかた
建物の建築面積とする。
 - (2) 墨出し
建物の延べ面積とする。
 - (3) 現寸型板
建物の延べ面積とする。
 - (4) 外部足場
 - ① 足場面積とする。足場面積は、建物の壁芯から 1 m 離れた部分の水平延長（外部足場の設置延長）に建物の外壁上部の高さを乗じた面積とする。なお、外壁の高さが異なる場合の外壁上部の高さは、平均高とする。
 - ② 外部足場は枠組本足場を標準とする。ただし、立地条件等を考慮して他の足場を使用することができる。
 - (5) 安全手すり
外部足場の設置延長とする。

(6) 登り栈橋

掛延長（m）とする。原則として3階建以上の建物で必要ある場合に設ける。登り栈橋の勾配は30度以下とする。

(7) 内部足場

- ① 棚足場の数量は、足場の平面面積（ m^2 ）とする。
- ② 脚立足場の数量は、足場の供用延べ床面積とする。
- ③ 本足場、一側足場を使用する場合は、(4) 外部足場に準じる。
- ④ 内部足場の使用区分は表－1を標準とする。ただし、施工条件等を考慮して他の足場を使用することができる。

表－1 内部足場使用区分

項 目	条 件	区 分
く 体	階高 4.0 m 以下	脚立足場
	階高 4.0 m 超	枠組棚足場
仕 上（天井）	高さ 3.5 m 以下	脚立足場
	高さ 3.5 m 超	棚足場
仕 上（壁）	高さ 3.5 m 以下	脚立足場
	高さ 3.5 m 超	本足場
設 備	高さ 3.5 m 以下	脚立足場
	高さ 3.5 m 超	移動式足場

(8) 乗入構台

構台の平面面積により算出する。市街地又は地下室のある建物で必要ある場合に設ける。

(9) 災害防止

- ① 枠付き金網張り、ネット張り、シート張り、水平ネット張り、朝顔などを必要に応じて計上する。
- ② 数量の算出は、垂直方向に設置するものは垂直掛け面積、水平に設置するものは水平掛け面積、朝顔は設置延長により算出する。

(10) 養生

建物の延べ面積により算出する。

(11) 清掃片付け

- ① 建物の延べ面積により算出し、工事期間中の毎日の清掃片付け、整理整頓、及び竣工時の清掃片付けなどの費用を計算する。
- ② ダストシュートを設置する場合は箇所当たりで算出する。

Ⅲ 建築（土工）

1 「土工」とは、根切、埋戻、盛土、不用土処分、砂利敷など建築工事のための土の処理並びにこれらに伴う山止、排水などをいう。

2 土工のうち、根切及び砂利敷などは別表統計数量表により算出する。

3 根切数量が統計数値によりがたい場合、並びに根切及び砂利敷などを除く他の細目の数量は次による。

(1) 土工の計測・計算は、その土の処理、山止、排水などについては計画数量とする。

(2) 土工の計測は、原則として設計地盤を基準線（G L）とする。ただし、現地盤（敷地の平均高さ）が設計地盤と異なるときは、現地盤を基準線とすることができる。

(3) 土の処理による土砂量（以下、土量という）の増加又は突き固めなどによる土量の減少はないものとする。

(4) 根切

「根切」とは、基礎又は地下構築物などのための土の掘削をいい、その数量は計算上次の各号に定めるところにより根切側面を垂直とみなし、その根切面積と根切深さとによる体積による。

「根切面積」とは、原則として基礎又は地下構築物などの底面の設計寸法による各辺の左右に余幅を加えて計算した面積をいう。

「根切深さ」とは、基準線から基礎又は地下構築物の底面までの深さに、捨コンクリート及び砂利敷などの厚さを加えたものをいう。ただし、地下構築物などのための総掘後の独立基礎、布基礎、基礎梁などのための基礎根切については、総掘根切底を基準線とみなす。

① 余幅は、原則として作業上のゆとり幅に根切側面の崩壊にそなえるため根切深さに土質と根切深さとに应ずる係数を乗じた法幅（基準線における根切のひろがり）の1/2を加えた幅とする。

作業上のゆとり幅は、基準線から根切深さ 2.0mまでは 0.3m、2.0mを超えるときは 0.6mを標準とする。

土質と根切深さとに应ずる係数は、適切な統計値によるものとし、一般には普通土として根切深さ 5.0mまでは 0.3を、5.0mを超えるときは 0.6を標準とする。必要あるときは山止を計画するものとし、山止を設ける場合の余幅は 1.0mを標準とする。

② 基礎梁のための根切の長さは、独立基礎のための根切側面から計測するものとし、交叉する基礎梁又は布基礎のための根切の長さは、いずれか一方の根切側面から計測する。

③ 基礎根切に囲まれて残存することとなる部分のいずれか一方の辺の長さが 1.0m以下であるときは、その残存部分はないものとみなす。

④ 杭の余長による根切量の減少はないものとみなす。

(5) 埋戻

「埋戻」とは、根切と基礎又は地下構築物などとの間隙の土又は砂などによる充てんをいい、その数量は、根切数量から基準線以下の基礎又は地下構築物の体積及び砂利敷き、捨コンクリートの体積を減ずるものとする。余盛は加算しないものとする。

根切土を使用する場合と購入土などを使用する場合などに分類する。

(6) 盛土

「盛土」とは、図示によって土又は砂などを盛ることをいい、その数量は盛土すべき面積と、基準線からの平均厚さによる体積とする。余盛は加算しないものとする。

根切土を使用する場合と購入土などを使用する場合などに分類する。

(7) 不用土処分

「不用土処分」とは、当該建築工事について不用となる土の処分をいい、その数量は選択した工法により根切の数量から埋戻及び盛土数量を減じた数量とする。

(8) 山止

① 「山止」とは、根切側面の土の崩壊などを防御するための仮設備をいい、その数量は、根切深さを高さとする山止高さと山止壁周長とによる山止壁面積、及び根切面積による切ばり面積による。基礎根切などの山止については、それぞれの山止高さと山止長さによる箇所を数量とすることができる。

② 山止壁、腹起し、切ばりなど山止用機材類の数量を求める必要があるときは、前項による山止数量と土質、湧水量などに基づいて山止計画を設定したうえで計測・計算する。

(9) 排水

① 「排水」とは、工事中の湧水及び雨水の排除をいい、その数量は湧水量及び降雨量により、一式で計上する。

② 排水用機材類の数量を求める必要があるときは、前項による排水の数量と土質などに基づいて排水計画を設定したうえで計測・計算する。

IV 建築（地業）

1 「杭地業」とは、既製杭、場所打コンクリート杭など、独立基礎、布基礎又は底盤など建築物の底面に接続して建築物を支持する部分をいう。

2 杭地業の数量は、次により算出するものとする。

(1) 杭地業の計測は、図面による。

(2) 既製杭の数量は、材種、形状、寸法、工法などにより区分し、杭の本数による。

(3) 場所打コンクリート杭の数量は、材種、形状、寸法、工法などにより区分し、原則として箇所数による。

(4) 杭間さらえ又は杭頭の処理などの数量を求める必要があるときは、杭打ち部分の面積又は杭の本数による。

V 建築（く体）

1 コンクリート

(1) コンクリートは積算上、捨コンクリート、土間コンクリート、く体コンクリートに区分し、土間コンクリートを除く各部分の数量は、別表統計数量表により算出する。

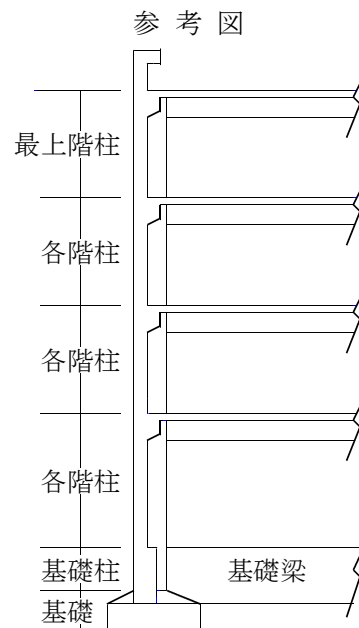
① く体コンクリートは必要に応じて、基礎く体と上部く体とに区分することができる。壁式構造の場合も本基準に準ずる。

② 基礎部分には基礎柱・基礎梁を含むものとする。

③ コンクリートは必要に応じて、捨コンクリート、無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、軽量コンクリートなどの調合、強度、材料などにより区分する。

(2) 土間コンクリートを設計寸法により計測、計算する場合には、次に定めるところによる。

① 鉄筋及び小口径管類（一般的な設備配管）によるコンクリートの欠除はないものとみなす。



2 型枠

(1) 型枠の数量は別表統計数量表により算出する。

(2) 型枠の数量は、普通型枠、打放し型枠、曲面型枠及びラーメン構造、壁式構造など材料、工法、コンクリート打設面などにより区分して計算する。

3 鉄筋

(1) 鉄筋の数量は別表統計数量表により算出する。

(2) 鉄筋の数量は、ラーメン構造、壁式構造に区分して計算する。

4 鉄骨

(1) 鉄骨の数量は、別表統計数量表により算出する。

(2) ボルト類の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量（t）で表す。

(3) 工場塗装の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量（t）で表す。

(4) 工場加工の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量（t）で表す。

(5) 現場溶接の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量（t）で表す。

(6) 現場建方の数量は、算出した鋼材の数量を計上し、鋼材重量（t）で表す。

VI 建築（仕上）

1 間仕切下地

「間仕切下地」とは、く体に符合する壁の骨組下地をいい、下地（板）類は含まないものとする。

間仕切下地は、仕上の計測においてく体とみなし、準く体という。

(1) 間仕切下地の計測、計算

① 間仕切下地はその主な材種別に、材質、形状、寸法、工法などにより区別する。主な材種別はおおむね「工事内訳明細書」における科目の材料名による。

② 間仕切下地の数量は、原則としてく体又は準く体の設計寸法又は図示の寸法による

面積から、建具類の内法寸法など開口部の面積を差し引いた面積とする。

ただし、開口部の内法面積が1箇所当たり0.5㎡以下のときは差し引かない。

- ③ 間仕切下地の開口部のための補強は原則として計測の対象としない。

(2) 間仕切下地の材種による特則

材種による間仕切下地の計測の特則は、以下に定めるところによる。

① コンクリート材

材料としてコンクリート、型枠、鉄筋の数量を求める必要があるときは、それぞれV建築（く体）の1、2、3の定めによる。

② 既製コンクリート材

ALC板、PC板、PS板などによる間仕切下地は、図示による枚数・面積又は体積を数量とすることができる。

③ 木材

木材による間仕切下地について、材料としての木材の所要数量を求める必要があるときは、設計寸法又は図示の寸法による長さをm単位に切り上げた長さとし、図示の断面積とによる体積に5%の割増しをした体積とする。ただし、長さの短いものについては切り使いを考慮するものとする。

④ 金属材

軽量鉄骨などの間仕切下地で金属材の胴縁を伴うときは、胴縁を含めた数量とすることができる。

2 仕上

「仕上」とは、く体又は準く体の保護、意匠、装飾その他の目的による材料、製品、器具類などの附合又はく体の表面の加工などをいう。ただし建築設備に属するものを除く。

(1) 仕上の区分

① 外部仕上と内部仕上

仕上は積算上建築物の内外を遮断する面を基準とし、外部仕上と内部仕上とに大別する。ただし、内外を遮断する開口部としての建具類は外部仕上に属するものとする。

② 外部仕上

外部仕上は、原則として屋上、各側面、外部階段、玄関、ピロティ、バルコニーなどごとに以下に定めるところにより、屋根、外部床、外壁、外部開口部、外部天井の部分に区分する。これらの部分に区分することが適当でないもの又は区分することができないものは外部雑とする。

Oa 屋根・外部床

「屋根・外部床」とは、建築物外部の上面又は見下ろし面をいう。床段違いの側面、階段蹴上げなどは床に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

Ob 外壁

「外壁」とは、建築物外部の側面をいい、開口部を除く。独立柱、壁付柱、壁付梁、開口部周囲の見込、パラペット笠木、手すり笠木などは外壁に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

Oc 外部開口部

「外部開口部」とは、建具類（シャッター、エアカーテンなどを含む。以下同じ。）及び各部分の開口部枠類をいう。建具類の枠、額縁、窓台、靴摺などは開口部に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

O d 外部天井

「外部天井」とは、建築物外部の見上面をいう。天井付梁、天井段違い側面、庇の小端などは天井に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

O e 外部雑

外部雑は、各部分に附合する製品、器具類などを必要によって区分する場合及びルーフドレイン、樋類、煙突などO a～O dの部分に区分することが適当でないもの又は区分することができないものを総称する区分で、原則としてそれぞれ適当な名称を付して区別する。

③ 内部仕上

「内部仕上」とは、原則として各階、各室、内部階段などごとに、以下に定めるところにより内壁、内部開口部、内部天井、内部床の部分に区分する。これらの部分に区分することが適当でないもの又は区分することができないものは内部雑とする。

I a 内部床

「内部床」とは、建築物内部の見下ろし面をいう。床段違い側面、階段蹴上げなどは床に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

I b 内壁

「内壁」とは、建築物内部の側面をいい、開口部を除く。独立柱、壁付柱、壁付梁、幅木、開口部周囲の見込、階段ささら桁、手摺、笠木などは壁に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

I c 内部開口部

「内部開口部」とは、建築物内部の建具類及び開口部枠類などをいう。建具類の枠、額縁、膳板、靴摺などは内部開口部に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

I d 内部天井

「内部天井」とは、建築物内部の見上げ面をいう。独立柱、天井段違い側面、回縁などは天井に属するものとし、必要あるときはそれぞれ区別する。

I e 内部雑

内部雑は、各部分ごとに附合する製品、器具類などを必要によって区分する場合及びスクリーン、家具類、仕上ユニット製品などI a～I dの各部分に区分することが適当でないもの又は区分することができないものを総称する区分で、原則としてそれぞれ適当な名称を付して区別する。

(2) 仕上の計測、計算

① 共通事項

ア 各部分の計測

仕上計測の定めは、原則として外部、内部又は壁、開口部、天井、床、雑の各部分について共通とする。

イ 計測上の区別

仕上は、その主な材種別に材質、形状、寸法、工法などにより区別する。主な材種別はおおむね「工事内訳明細書」における科目の材料名による。

ウ 仕上の構成

仕上の構成は、表面処理、主仕上、仕上下地及び附合物よりなるものとする。

(ア)「表面処理」とは、仕上表面の保護又は意匠、装飾などのための塗装、吹付などをいう。

(イ)「主仕上」とは、表面処理を除く仕上表面層をいう。

(ウ)「仕上下地」とは、主仕上とく体又は準く体との中間層をいい、骨組下地、下地(板)類などに区別する。

(エ)「附合物」とは、仕上の保護又は意匠、装飾などのために主として主仕上に附合する材料製品、器具などをいう。

エ 仕上計測の対象

仕上は、原則として表面処理、主仕上、附合物、仕上下地などの組合せにより区別し、その計測の対象は主仕上とする。表面処理、主仕上、附合物、仕上下地の複合物としての建具類、カーテンウォール、その他の仕上ユニットについてもその主仕上を計測の対象とする。

オ 表面処理、附合物、仕上下地の計測

表面処理、附合物又は仕上下地について計測する必要があるときは、原則として主仕上の設計寸法又は図示の寸法を設計寸法とする。

② 主仕上の計測、計算

ア 原則

(ア) 主仕上の数量は、原則としてく体又は準く体の設計寸法又は図示の寸法による面積から、建具類など開口部の内法寸法又は図示の寸法による面積を差し引いた面積とする。ただし、開口部などの面積が 0.5m^2 以下のときは開口部等による主仕上の欠除はないものとみなす。

(イ) (ア)の定めにかかわらず、天井高は図示の寸法を設計寸法とする。

(ウ) (ア)の定めにかかわらず、主仕上の表面からく体又は準く体の表面までの仕上代が 0.05m を超えるときは、原則としてその主仕上の表面の寸法を設計寸法とする。

イ 附合物などの計測

附合物などについて計測する必要があるときは、原則として主仕上の設計寸法又は図示に基づく長さ、面積又は箇所数を数量とする。

ウ 仕上ユニットの計測

建具類、カーテンウォール、その他の仕上ユニットの数量は、その内法寸法又は図示の寸法による面積、個数又は箇所数による。

エ 特殊材料などの計測

一般に用いられない材料、特に高価な材料による場合又は特殊な加工を要する場合など前各号の定めによらないときはその旨明記する。

(3) 仕上の材種による特則

材種による主仕上計測の特則及び附合物又は表面処理について計測する必要があるときの特則は、以下のア項に定めるところにより、仕上下地について計測する必要がある

とき又は仕上下地を区別して骨組下地、下地（板）類、防水層等について計測する必要があるときの特則は、以下のイ項の定めるところによる。

① コンクリート材

ア 打放し仕上、コンクリート面のはつり、目荒し加工などについて計測する必要があるときは、そのコンクリート面の面積を数量とする。

イ (ア) 防水押え各種コンクリートについて計測する必要があるときは、その平均厚さと設計寸法に基づく面積又はこれらによる体積を数量とする。

(イ) 防水押えコンクリートの補強メッシュなどについて計測する必要があるときは防水押えコンクリートの面積を数量とする。

② 既製コンクリート

ア・イ A L C板、P C板、P S板などによる仕上又は仕上下地の数量は、設計寸法又は図示の寸法による枚数、面積又は体積によることができる。

イ 防水立上り部の押えブロック、れんがなどの組積材について計測する必要があるときは、設計寸法又は図示に基づく長さ又は面積を数量とする。

③ 防水材

ア・イ (ア) 防水材による主仕上及び仕上下地の計測の特則は、原則として共通とする。

(イ) 防水層などの数量は、原則としてく体又は準く体の設計寸法又は図示の寸法による面積とする。

(ウ) 立上り防水層などの数量は、その立上り寸法に基づく長さ又はこれらによる面積による。

(エ) 伸縮目地、開口部などのコーキング防水などについて計測する必要があるときは、図示の長さ、開口部などの内法寸法に基づく周長を数量とする。

④ 石材

ア (ア) 天然石、人造石など石材による主仕上の計測に当たっては、2 (2) ②ア原則の定めにかかわらず、その主仕上の表面の寸法を設計寸法とする面積から建具類など開口部の内法寸法又は図示の寸法による面積を差し引いた面積とする。

ただし、開口部などの面積が 0.1m^2 以下のときは開口部等による主仕上の欠除はないものとみなす。

(イ) 石材による主仕上の役物類の処理については、図示の寸法による長さ又は箇所数を数量とすることができる。

石材による主仕上の数量は、設計寸法又は図示による体積又は個数によることができる。

石材による主仕上の取付金物、裏込材、目地仕上などについて計測する必要があるときは設計寸法又は図示の寸法に基づく長さ又は個数を数量とする。

⑤ タイル材

ア (ア) 陶磁器タイル材による主仕上の役物類の処理については、設計寸法又は図示の寸法による長さ又は箇所数を役物類の数量とする。

(イ) タイル材による主仕上の取付金物、モルタル、目地仕上などは、主仕上の構成部材とみなし、原則として計測の対象としない。

⑥ 木材

ア (ア) 木材による開口部などの枠、額縁などの数量は、原則として図示の寸法による箇所数による。必要あるときは開口部などの内法寸法に基づく周長を数量とする。

(イ) 銘木類は図示の寸法による本数、枚数又は面積を数量とすることができる。

(ウ) 木材による主仕上について、材料としての木材の所要数量を求める必要があるときは、ひき立寸法による図示の断面積と、設計寸法又は図示の寸法による長さにより両端の接合などのための必要な長さとして 0.15mを加えた長さとし、体積に、5%の割増をした体積による。ひき立寸法が示されていないときは、図示の断面を囲む最小の長方形又は正方形の辺の長さとし、削り代として片面削りの場合は 0.003m、両面削りの場合は 0.005mを加えた寸法をひき立寸法とみなす。

(エ) 板類の木材による主仕上について、材料としての木材の所要数量を求める必要があるときは、その設計数量に次の割増率を加えたものを標準とする。

板材	突き付けの場合	10 %
	実はぎの場合	15 %
	合じゃくり、羽重ねの場合	15 %
各種合板類		15 %
各種フローリング類		10 %

(オ) 養生紙の粉塗りなどは、原則として計測の対象としない。

イ (ア) 木材による天井又は床の骨組下地について計測する必要があるときは、く体からの図示の寸法により区別し、その主仕上の数量による。

(イ) 木材による下地板類について計測する必要があるときは、原則としてその主仕上の数量による。壁胴縁などは仕上下地の構成部材とみなし、原則として計測の対象としない。必要あるときは図示の寸法による面積を数量とする。

(ウ) 骨組下地又は下地板類の木材としての所要数量を求める必要があるときは、1間仕切下地(2)③木材の定めによる。

(エ) 板類の所要数量を求める必要があるときは、ア(エ)の定めによることができる。

⑦ 屋根材

ア (ア) 瓦、スレート、金属又は合成樹脂製などの屋根材による主仕上の計測に当たっては、2仕上(2)②主仕上の計測、計算の定めは適用せず、原則として軒先などまでの図示の寸法による面積から、天窓の内法寸法など図示の寸法による開口部の面積を差し引いた葺上げ面積を数量とする。

(イ) 棟瓦、鬼瓦、軒瓦などは、原則として役物類としない。特殊な役瓦などについて計測する必要があるときは、図示の形状、寸法などに基づく長さ又は個数を数量とする。

(ウ) スレート、金属、合成樹脂製などの屋根材の役物類について計測する必要があるときは、原則としてその設計寸法又は図示の寸法による長さ又は箇所数を数量とする。

⑧ 金属材

ア (ア) 金属材による手摺、タラップ、面格子、改め口、投入口など又は谷樋、呼び樋、

軒樋、ルーフドレイン、立樋、養生管などの数量は、原則として設計寸法又は図示の寸法による長さ又は箇所数による。

(イ) ルーフドレイン、堅樋、養生管など雨水排水金物類などで系統又は組として機能するものは、系統又は組ごとの箇所数を数量とすることができる。

(ウ) (ア)に類するもので合成樹脂材などによるものについては、原則として材種を明記して金属材の定めを準用する。

イ (ア) 金属材による天井又は床の骨組下地について計測する必要があるときは、く体からの図示の寸法により区別し、その主仕上の数量による。

(イ) 金属材などによる骨組下地の開口部などのための補強について計測する必要があるときは、図示の寸法による開口部の箇所数を数量とする。

(ウ) メタルラス、ワイヤラスなど金属材による下地類について計測する必要があるときは、原則としてその主仕上の数量による。壁胴縁は、仕上下地の構成部材とみなし、原則として計測の対象としない。必要あるときは図示の寸法に基づく面積を数量とする。

⑨ 左官材

ア (ア) 左官材による笠木、水切、幅木、ボーダー、側溝などの数量は、原則として設計寸法又は図示の寸法による高さ、幅又は糸尺ごとの延べ長さによる。

(イ) 左官材による表面処理は、原則として計測の対象としない。必要あるときは表面処理すべき主仕上の数量による。

イ (ア) モルタル下地、ラスこすりなど左官材による下地類について計測する必要があるときはその主仕上の数量による。

(イ) 建具類の周囲モルタル充てんなどについて計測する必要があるときは、建具類の内法寸法に基づく周長を数量とする。

⑩ 木製建具

ア (ア) 木製建具類は、表面処理、主仕上、附合物、仕上下地の複合した仕上ユニットとみなし、主仕上の材質、形状などにより区別し、建具類の内法寸法による面積ごとの箇所数を数量とする。

(イ) 塗装などの表面処理について計測する必要があるときは、⑬塗装材アの定めによる。

(ウ) 附合物のうち建具金物などについて計測する必要があるときは、その規格、仕様などごとの組数又は個数を数量とする。

(エ) ガラスについて計測する必要があるときは、⑫ガラス材アの定めによる。

⑪ 金属製建具類

ア (ア) 金属製建具類は表面処理、主仕上、附合物、仕上下地及び枠類を複合した仕上ユニットとみなし、主仕上の材質、形状などにより区別し、建具類の内法寸法による面積ごとの箇所数を数量とする。

(イ) 塗装などの表面処理について計測する必要があるときは、⑬塗装材アの定めによる。

(ウ) 附合物のうち特殊な金物などについて計測する必要があるときは、その規格仕様などごとの組数又は個数を数量とする。

- (エ) ガラスについて計測する必要があるときは、⑫ガラス材アの定めによる。
- (オ) 強化ガラス、アクリルなどによる建具類の計測については、原則として材種を明記し、金属製建具類の定めを準用する。

⑫ ガラス材

- ア (ア) 全面がガラスである建具類のガラスについて計測する必要があるときは、材質規格などごとに、原則として建具類の内法寸法による面積を数量とする。ただし、かまち、方立、棧などの見付幅が 0.1mを超えるものがあるときは、その見付幅を差し引いた寸法を内法寸法とみなす。
- (イ) 額入建具などのガラスについて計測する必要があるときは、原則として図示の寸法による。
- (ウ) 特殊寸法、特殊形状あるいは特殊な性質を有するガラス材については、図示の寸法による。
- (エ) トップライト、デッキガラス、ガラスブロック、アートブロックなどのガラス材による主仕上の数量は、図示の寸法による面積又は箇所数による。枠金物のあるトップライト、デッキガラスなどは、ガラスを主仕上とする仕上ユニットとみなし、枠金物としては計測の対象としない。
- (オ) 鏡などガラス加工品の数量は、図示の形状、寸法による枚数又は箇所数による。
- (カ) ガラス類の清掃、養生などを計測する必要があるときはガラスの数量による。
- (キ) パテ、シール、コーキング、ガスケットなどについて計測する必要があるときはガラスの設計寸法に基づく周長を数量とする。

⑬ 塗装材

- ア・イ (ア) 塗装材による表面処理の数量は、原則として表面処理すべき主仕上の数量による。
- (イ) 表面に凹凸がある場合など複雑な主仕上又は役物類などの塗装材による表面処理について計測する必要があるときは、主仕上の表面の糸尺による長さを設計寸法とする面積を数量とする。建具類又は鉄骨などの塗装材による表面処理について計測する必要があるときは、適切な統計値によることができる。

⑭ 内（外）装材

- ア (ア) 布張り、紙張りなどの重ね代は計測の対象としない。
- (イ) 内外装材による主仕上の底目地、ジョイント工法による目地などは、主仕上の構成部材とみなし、原則として計測の対象としない。必要あるときは図示の寸法に基づく長さ又は箇所数を数量とする。
- (ウ) たたみ、じゅうたんなどの数量は、図示の寸法による面積又は枚数による。
- イ 仕上下地としての布張り、紙張りの重ね代は計測の対象としない。

⑮ 仕上ユニット

- ア (ア) 間仕切ユニットなどは、材種、規格などにより区別し、設計寸法又は図示の寸法による面積又は箇所数を数量とする
- (イ) 仕上ユニットとしての浴室、便所などは、図示の性能、形状などごとに組数又は個数を数量とする。
- (ウ) 家具、備品、スクリーンなどは、図示の寸法による組数又は個数を数量とする。

(エ) 造付の家具、カウンター、浴槽、シンク、換気塔などは、表面処理、主仕上附合物、仕上下地を複合して仕上ユニットとみなし、個数又は箇所数を数量とすることができる。

⑩ カーテンウォール

ア (ア) コンクリート材、金属材などによる外壁のカーテンウォールは、仕上ユニットとみなし、その数量は原則として図示の形状、寸法による面積又はユニットの個数による。

(イ) カーテンウォールの建具類又はガラスについて計測する必要があるときは、それぞれ⑪の金属製建具類又は⑫のガラス材の定めによる。

(ウ) 方立、力骨、取付金物、エキスパンション、ジョイント、シーリング、さび止め処理などは、仕上の構成部材とみなし、原則として計測の対象としない。計測の必要があるときは図示の寸法に基づく長さ又は面積を数量とする。

⑪ その他

ア・イ 防音、防湿など特別の目的のある材料もしくは前記の材種に区別することが適当でない材料又は区別することができない材料による仕上又は仕上下地の計測については、原則として材種又は材質の近似する材種の特則を準用し、必要に応じて適当な名称を付して区別する。ただし、その材料について特別の定めがある場合は、その定めによる。

VII 電気設備

1 共通工事

(1) 土工事

建築に準ずる。ただし、別表統計数量表は適用しない。

(2) コンクリート工事

建築に準ずる。ただし、別表統計数量表は適用しない。

(3) 配管配線工事

統計単価によりがたい場合は次による。

① 建物別（棟別）、工事種目別、科目別並びに屋内又は屋外工事別に区分する。

② 電線保護管等は種別、寸法別とし、いんぺい、露出、幹線、分岐別に区分する。

③ 配管配線は、階別に明示する。

④ 位置ボックス、ジョイントボックスは使用区分により区分する。

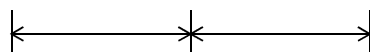
⑤ プルボックス、ダクト、ラック類は、形式、寸法、材料、仕上別に区分する。

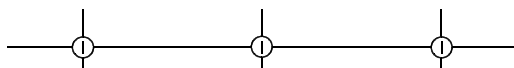
⑥ 電線ケーブル類は、規格、寸法別、幹線、分岐別、保護材料別及び工事方法別に区分する。

⑦ ケーブルの端末処理は、規格、寸法別に個数を算出する。

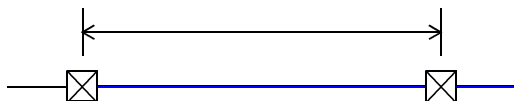
⑧ 配管配線の平面図上における寸法（長さ）の起点、端末の位置は次による。

ア 位置ボックス相互間は、各位置ボックスの中心とする。



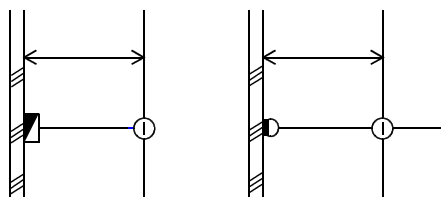


イ プルボックス相互間は、各プルボックスの中心とする。

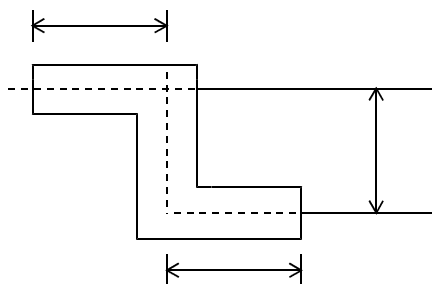


ウ 分電盤、制御盤、端子盤類の起点は、図上の中心の壁面とする。

エ 壁面に取付く位置ボックスは、壁面に接する中心とする。



オ ダクト内配線は布設方向の中心寸法とする。



カ 配管配線は原則として図面上の平面部分と立上り、引下げ部分とに区分する。

⑨ 材料としての所要数量を求める必要があるときは、その設計数量に次の割増をすることを標準とする。

電 線	10 %
ケーブル	10 %
電 線 管	10 %

(4) 接地工事

- ① 接地種別、接地極別、材質、寸法別に箇所数を算出する。
- ② 接地端子箱は記号別に区分する。
- ③ 接地極埋設標を計上する。

(5) 塗装工事

- ① 塗装工事を必要とする鋼材などは、その部分の外表面積とする。
- ② 複合単価に塗装費を含む材料については、計測の対象としない。

(6) はつり工事

- ① 配管がコンクリート壁を貫通する場合は、貫通口径又は断面積、コンクリート壁の厚さ別の数量（箇所）とする。
- ② 溝はつりの場合は、はつり幅と深さにより区別し、床、壁、天井別に長さを算出する。
- ③ 面はつりの場合は、はつり部分の面積を算出する。

(7) 搬入費

搬入費を必要とする機器の重量による。

2 各設備工事

(1) 電灯設備

電灯設備に関して〇〇〇〇（起業者が別途定める補償金算定標準書等を記入する。）による場合は、建物に設置されている電灯、スイッチ、コンセント、分電盤の器具ごとの規格（コンセントは埋込、露出の別及び口数等、スイッチは埋込、露出の別及び連数、分電盤は回路数）及び数量を算出する。

なお、〇〇〇〇（起業者が別途定める補償金算定標準書等を記入する。）によりがたい場合は次による。

① 配線器具

ア タンブラスイッチは、極数、容量、形状などによる組合せ（プレート共）を単位として算出する。

イ コンセントは、壁付、床付に区別し、極数、容量、形状などによる組合せ（プレート共）を単位として算出する。またプラグ付の場合はその旨明示する。

ウ その他の配線器具などについては上記に準ずる。

② 照明器具

ア 照明器具は、形式、記号などにより区分する。

イ 数量は、回路別、階別又は室別に区分し集計表を作成する。

③ 分電盤

分電盤は、名称、記号、形式別及び階別に区分する。

④ その他

その他の機材は上記に準ずる。

(2) 動力設備

① 制御盤

ア 制御盤は名称、記号、形式別負荷容量別及び階別に区分し集計表を作成する。

イ モーターへの結線材料は、可とう電線管などを規格別に計上する。

(3) 避雷設備

① 突針種別、支持パイプの記号寸法別に区分する。

② むね上導体、導線は、規格、寸法別とし、支持金物は支持方法別に区分する。

(4) 構内配電線路

① 架空線路

ア 電柱、支柱及び支線柱は、種別、規格及び寸法別に区分する。

イ 装柱材料等は、種別、規格及び寸法別に区分する。

ウ 支線は、規格及び寸法別に区分し、箇所数を計上する。

エ 架空電線及び引込線は、規格及び寸法別に区分する。

オ 高圧引下線、低圧引下線及び通信引下線は、規格及び寸法別に区分する。

カ 柱上変圧器、気中開閉器等は、電気方式、種別及び容量別に計上する。

② 地中線路

ア 地中ケーブルの保護材料は、種別、規格及び寸法別に区分する。

イ マンホール及びハンドホールは、記号及び寸法別に区分する。

ウ 暗きょ内に布設するケーブルラック等は、形式、寸法、材質及び仕上別に区分する。

(5) 受変電設備

① 高低圧配電盤などは、形式、構造、規格別により区分する。

② 監視制御盤、継電器盤類は、形式、構造別などにより区分する。

③ 直流電源装置は、形式、構造、規格、容量などにより区分する。

④ 変圧器は、電気方式、絶縁方式、容量別に区分する。

⑤ 交流しゃ断器は、種別、規格別により区分する。

⑥ 高圧（特別高圧）進相コンデンサなどは、規格、容量別により区分する。

⑦ 断路器は、極数、容量、操作方式別により区分する。

⑧ 高圧負荷開閉器、その他機器類は、電気方式、定格、容量別により区分する。

⑨ 各機器類に対応する付属品類を計上する。

⑩ 電線、ケーブル類、保護材料などは、1 共通工事(3)の当該事項による。

⑪ 制御用ケーブルなどは、⑩によるほか、機器相互間の長さを規格別、系統別に計上する。

⑫ バスダクトは、構造、規格、容量別に所要長さを計上し、付属品はエルボ、ティーエンドクローザーなどに区分する。

⑬ 接地母線、分岐線は第1種、第2種、第3種、特別第3種などの接地工事の種類により区分する。

(6) 自家発電装置

① 交流発電機、原動機は、形式、構造、性能、容量などにより区分する。

② 配電盤などは、(5)②による。

③ 燃料槽、減圧水槽などは、材質、容量別に計上する。

④ その他の機器類は、(5)①～⑨による。

⑤ 燃料油、冷却水、排気用配管などは、系統別、管種別、寸法別に区分する。

⑥ 上記以外の工事材料については、(5)⑩～⑬による。

(7) 電話設備

電話設備に関して統計単価による場合は、電話機設置箇所数量を計上する。

統計単価によりがたい場合は次による。

① ボックス類

壁付位置ボックス、フロアボックスに区分する。

② フロアダクト

種別、寸法別に区分する。

③ 端子盤類

端子盤は、記号、形式、構造、容量別及び階別に区分する。

(8) インターホン設備、電気時計・拡声設備、テレビ共同受信設備、火災報知設備

インターホン、電気時計、拡声、テレビ共聴及び火災報知装置などの機器類は、形式、記号別に区分する。

(9) 構内交換設備

- ① 交換機は、形式、構造、容量などにより区分する。
- ② 局線中継台は、形式、構造などにより区分する。
- ③ 本配線盤類は、形式、構造、容量などにより区分する。
- ④ 電源装置は、形式、構造、定格、容量などにより区分する。
- ⑤ 電話機は、形式別に区分する。
- ⑥ その他の計器類については、上記に準ずるものとする。
- ⑦ 電線、ケーブル、保護材料などは、1 (3) の当該事項による。

VII 電気設備以外の設備

1 共通工事

(1) 土工事

建築に準ずる。ただし、別表統計数量表は適用しない。

(2) コンクリート工事

建築に準ずる。ただし、別表統計数量表は適用しない。

(3) 配管工事

統計単価によりがたい場合は次による。

- ① 建物別、工事種目別、科目別、用途別、管種別、施工場所別、呼び径別に区分する。
- ② 材料としての所要数量を求める必要があるときは、その設計数量に次の割増をすることを標準とする。

屋内配管	鋼	管	10 %
	銅	管	5 %
	鉛	管	5 %
	硬質塩ビ管		10 %
屋外配管	鋼	管	5 %
	硬質塩ビ管		5 %

(4) 保温工事

- ① 工事科目別などに区分する。
- ② 配管の保温数量は、保温工事を必要とする配管の設計数量とする。
- ③ 風道の保温数量は、保温工事を必要とする風道の設計数量とする。
- ④ チャンバー及び消音エルボの吸音材の内張数量は、その鉄板の設計数量とする。
- ⑤ 機器類、槽類で保温を必要とする場合は、それらの表面積による。
- ⑥ 室内冷水管、冷温水管に取り付ける呼び径65以上の弁、ストレーナーなどの保温工事は、区分する。

(5) 塗装工事

- ① 工事科目別などに区分する。
- ② 配管の塗装数量は、塗装を必要とする配管の設計数量とする。
- ③ 風道の塗装数量は、塗装を必要とする風道の設計数量とする。
- ④ 機器類で塗装を必要とする場合は、それらの表面積による。
- ⑤ 複合単価に塗装費を含む材料については、数量計測の対象としない。

(6) はつり工事

- ① 工事科目別などに区分する。
- ② 壁又は床を配管もしくは風道が貫通する場合は、貫通口径、断面積、コンクリートの厚さ別の数量（箇所）とする。
- ③ 溝はつりの数量は、はつり幅、深さ別の長さを計測する。
- ④ 面はつりの数量は、はつり部分の面積を計測する。

(7) スリーブ入れ

- ① スリーブの数量はスリーブの口径別、コンクリート壁の厚さ別に区分して計算する。
- ② 箱入れ数量は、貫通口の断面積、コンクリートの梁又は壁の厚さ別に区分して計算する。

(8) 搬入費

搬入費を必要とする機器の重量などによる。

2 給排水衛生設備

給排水設備に関して統計単価による場合は、器具設置数量を計上する。

給排水設備の器具設置数量は、建物に設置されている水栓、水洗便器、手洗器、洗面器等の合計数とする。

統計単価によりがたい場合は次による。

(1) 衛生器具設備

衛生器具は、種類、規格、寸法、記号など別に区分する。

(2) 給排水設備の機器

- ① ポンプ類、給湯ボイラ、貯油槽、高置水槽、受水槽、ガス湯沸器、屋内消火栓箱、厨房器具などの各機器は、工事科目、形式、能力、容量、規格寸法など別又は記号別に区分して数量を計算する。
- ② 弁、水栓類、ボールタップ、弁きょう、量水器、排水トラップ、掃除口、排水金物、可とう継手、防振継手などの各機器は、形式、規格、呼び径別などに区分して数量を計測する。
- ③ 弁ます、量水器ます、ためます、インバートますなどのます類については、記号別、GLから管底までの深さ別に区分して組数を計算する。

3 空気調和設備

(1) 空気調和設備

① ボイラ及び付属機器設備

ア ボイラ、空調用ポンプ類、熱交換器、還水槽、地下貯油槽、サービスタンク、膨張水槽、管寄せ、温風暖房器、送風機などの数量は、形式、能力、容量、規格寸法などの別又は記号別に区分して計算する。

イ 鋼板製煙道は、板厚別に外周面積を計算する。

② 冷凍機設備

冷凍機、冷却塔及び冷却水ポンプは、①アに準ずる。

③ 空気調和機設備

ユニット型空気調和機、パッケージ型空気調和機、全熱交換器、ファンコイルユニット、送風機、集じん器などの機器は、①アに準ずる。

④ 風道設備

ア 建物別、工事科目別に、矩形風道、スパイラルダクト、円形風道（排煙用）の名称別に分け、矩形風道は板厚別に、スパイラルダクト及び円形風道は口径別に区分し、さらに、各階別、系統別、設置場所別（屋内露出、天井内、ダクトシャフト内、屋外露出など）に区分する。

イ 風道の長さは、ダクトの中心線の長さを計測する。

⑤ 風道付属品

ア フレキシブルダクトの数量は口径別に区分し、長さを計測する。

イ 風道と送風機を連結するたわみ継手の数量は、送風機の仕様（形番、両吸込み形、片吸込み形）別に区分し、箇所数を計算する。風道と空調機を連結する場合は、長さを計測する。

ウ ガラリは、材質及び形状、大きさ（幅×高さ）別に区分して計測する。

エ チャンバーの数量は、名称、板厚、大きさ別に区分し、表面積を計測する。

⑥ 仕切弁、玉形弁、安全弁、圧力計、温度計、伸縮継手、可とう継手、防振継手、ストレーナー、ボールタップなどの器具は、2 (2) ②に準ずる。

(2) 換気設備

空気調和設備の当該事項に準ずる。

(3) 排煙設備

空気調和設備の当該事項に準ずる。

4 昇降設備

必要に応じて計上する。

5 その他設備

必要に応じて計上する。

IX 解体

解体工事は、次によるものとする。

1 仮設工事

立地条件、工法、使用機材などを十分考慮する。

(1) 外部足場

足場面積によるものとする。

(2) 内部足場

必要部分の床面積により算出する。

(3) 養生

セーフティネット、シート、金網及び朝顔などの必要なものを計上する。

(4) その他

その他必要に応じて計上する。

2 直接解体

(1) 労務費

① 鉄筋コンクリート造

ア ブレーカ工法、スチールボール工法、ジャッキ工法及び圧砕工法などの工法別に区別する。

イ 地上部分と地下部分に区分する。

② 鉄骨造

①に準ずる。

(2) 機械器具費

解体に要する機械損料、工具損料、損耗品、燃料及びそれらの運搬費などを計上する。

3 廃棄材処理

(1) ガラ処理

解体の際、発生するガラを捨てるための運搬費、捨て場代などで、場所、条件などを考慮する

(2) 発生材

解体の際、発生する市場価値のある材を種別、等級などに区別して計上する。

別表 統計数量表

第1 総則

1 用途の取扱い

統計数量表で区分する用途以外の用途については、表(1)による区分に応じ、それぞれの用途の統計数量表を適用することができるものとする。

表(1)

用 途	適用することができる範囲
専 用 住 宅	併用（店舗、事務所等）住宅、医院等で構造く体の形状が専用住宅に類似するものを含むものとする。
共 同 住 宅	マンション、アパート、家族寮、独身寮、病院、診療所、老人ホーム等で構造く体の形状が共同住宅に類似するものを含むものとする。
店舗・事務所	銀行、信用金庫、郵便局、公民館等で構造く体の形状が店舗又は事務所に類似するものを含むものとする。 なお、大型小売店舗等で構造く体の形状が他の用途に類似する場合は、その用途を認定し、適用することができるものとする。
工 場 ・ 倉 庫	作業所、畜舎等で構造く体の形状が工場又は倉庫に類似するものを含むものとする。
校 舎 ・ 園 舎	旅館・ホテル等で構造・く体の形状が校舎、園舎に類似するものを含むものとする。 なお、学校等のその他の施設（事務室、給食室等）については、その構造く体の形状によって、他の用途を適用するものとする。
車 庫	基礎（土台）、屋根、壁等があり建物として取り扱うことができるもの。

注 本表で適用することが困難な公衆浴場、劇場、映画館、体育館、神社、仏閣、教会、土蔵等については、原則として、別途個別に各数量を計算するものとする。

2 統計数量の取扱い

統計数量表に定める諸率の適用方法については、次条以下に定めるところによる。この場合において、次条以下の表により算出された数値が、それぞれの欄の前欄において算出される数値の最高値に達しないときは、その最高値を限度として補正することができる。

3 階層の取扱い

統計数量表の階層の認定は、次式により算出した数値を基に表(2)の区分により行うものとする。

$$\text{階層率} = \text{建物延べ床面積} \div 1 \text{階床面積}$$

表(2)

階 層 率		適用階層
1.30未満		1 階
1.30以上	2.30未満	2 階
2.30以上	3.30未満	3 階
3.30以上	4.30未満	4 階
4.30以上	5.30未満	5 階
5.30以上	6.30未満	6 階
6.30以上	7.30未満	7 階
7.30以上	8.30未満	8 階
8.30以上	9.30未満	9 階
9.30以上	10.30未満	10 階
10.30以上	11.30未満	11 階
11.30以上	12.30未満	12 階
12.30以上	13.30未満	13 階
13.30以上	14.30未満	14 階
14.30以上	15.30未満	15 階

第2 土工（基礎）関係

1 工種別の数量

基礎に係る工種別の数量は、次式によって算出するものとする。

$$\text{数量} = 1 \text{階床面積} \times (\text{統計数量値} \times \text{杭地業による補正率} \times \text{地盤状況による補正率})$$

イ 統計数量値

各工種の数量値は、表(5)から(9)の構造用途等の区分によるものとする。

ただし、表(5)及び(6)の鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造のラーメン式及び壁式の基礎コンクリートは、表(12)及び(13)のく体コンクリートに含まれているので重複計上に注意すること。

また、統計数量値には、地下階の数量は含まれていないので地下階がある場合には、その地下階部分の数量を別途算出して計上するものとする。

ロ 杭地業による補正

杭地業による補正は、杭地業の有無により、補正率として表(3)の区分を用いる。

ただし、補正は、根切、基礎コンクリートについて行う。

表(3)

杭地業の有無	根切	基礎コンクリート
有	0.80	0.90
無	1.00	1.00

ハ 地盤状況（地耐力）による補正

地盤状況（地耐力）による補正は、地盤状況（地耐力）の状況により、補正率として表(4)の区分を用いる。

ただし、杭地業がある場合は、補正の対象としない。

また、補正は、根切、基礎コンクリートについて行う。

表(4)

地盤状況	判断基準となる地耐力 〔t f / m ² 〕	補正率
硬質地盤	20 t f 以上	0.90
普通地盤	5 t f 以上 20 t f 未満	1.00
軟弱地盤	5 t f 未満	1.10

注 地盤の状況は、補償建物の存する敷地における基礎の底面での地耐力で判定するものとするが、地耐力は当該建物の建築時のボーリング調査又は近隣地域におけるボーリング調査資料を参考として判断することができるものとする。

土工（基礎）関係統計数量表

表(5)

構 造		鉄筋コンクリート造（ＲＣ造）・鉄骨鉄筋コンクリート造（ＳＲＣ造）						
区 分		ラーメン式						
階層	工 種	単 位		専 用 宅	共 同 宅	店舗・事務所	工場・倉庫	校舎・園舎
1	根 切	1 階床面積	m ³	1.26	1.16	1.21	1.33	1.35
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.51	0.47	0.49	0.53	0.53
2	根 切	1 階床面積	m ³	1.76	1.63	1.69	1.86	1.89
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.66	0.61	0.63	0.68	0.68
3	根 切	1 階床面積	m ³	2.26	2.10	2.17	2.39	2.43
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.81	0.75	0.78	0.84	0.84
4	根 切	1 階床面積	m ³	2.76	2.56	2.65	2.92	2.97
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.96	0.89	0.92	1.00	1.00
5	根 切	1 階床面積	m ³	3.27	3.03	3.13	—	3.51
	基礎コンクリート	〃	m ³	1.11	1.03	1.07	—	1.16
6	根 切	1 階床面積	m ³	3.77	3.49	3.62	—	4.05
	基礎コンクリート	〃	m ³	1.26	1.17	1.22	—	1.31
7	根 切	1 階床面積	m ³	—	3.96	4.10	—	—
	基礎コンクリート	〃	m ³	—	1.31	1.36	—	—
8	根 切	1 階床面積	m ³	—	4.42	4.58	—	—
	基礎コンクリート	〃	m ³	—	1.45	1.51	—	—
9	根 切	1 階床面積	m ³	—	4.89	5.06	—	—
	基礎コンクリート	〃	m ³	—	1.59	1.65	—	—
10	根 切	1 階床面積	m ³	—	5.35	—	—	—
	基礎コンクリート	〃	m ³	—	1.73	—	—	—
11	根 切	1 階床面積	m ³	—	5.82	—	—	—
	基礎コンクリート	〃	m ³	—	1.87	—	—	—
12	根 切	1 階床面積	m ³	—	6.29	—	—	—
	基礎コンクリート	〃	m ³	—	2.01	—	—	—
13	根 切	1 階床面積	m ³	—	6.75	—	—	—
	基礎コンクリート	〃	m ³	—	2.15	—	—	—
14	根 切	1 階床面積	m ³	—	7.22	—	—	—
	基礎コンクリート	〃	m ³	—	2.29	—	—	—
15	根 切	1 階床面積	m ³	—	7.68	—	—	—
	基礎コンクリート	〃	m ³	—	2.43	—	—	—

注1 各工種の数量は、1階床面積1㎡当たりの数量である。

2 基礎コンクリートには、土間コンクリート分が含まれていないので、施工されている場合には、別途個別に算出して計上するものとする。〔以下表(6)から(9)についても同じ。〕

構 造		鉄筋コンクリート造（ＲＣ造）・鉄骨鉄筋コンクリート造（ＳＲＣ造）						
区 分		ラーメン式						
階層	工 種	単 位		専 用 宅	共 同 宅	店舗・事務所	工場・倉庫	校舎・園舎
全階層	砂利・割石敷	1階床面積	㎡	0.089	0.077	0.070	0.075	0.089
	捨コンクリート	〃	㎡	0.046	0.051	0.055	0.041	0.049

表(6)

構 造		鉄筋コンクリート造（ＲＣ造）						
区 分		壁 式						
階層	工 種	単 位		専 用 宅	共 同 宅	店舗・事務所	校舎・園舎	
1	根 切	1階床面積	㎡	1.22	1.13	1.17	1.31	
	基礎コンクリート	〃	㎡	0.49	0.45	0.47	0.51	
2	根 切	1階床面積	㎡	1.71	1.58	1.64	1.83	
	基礎コンクリート	〃	㎡	0.64	0.59	0.61	0.66	
3	根 切	1階床面積	㎡	2.19	2.03	2.10	2.36	
	基礎コンクリート	〃	㎡	0.78	0.72	0.75	0.82	
4	根 切	1階床面積	㎡	2.68	2.48	2.57	2.88	
	基礎コンクリート	〃	㎡	0.93	0.86	0.90	0.97	
5	根 切	1階床面積	㎡	3.17	2.94	3.04	3.40	
	基礎コンクリート	〃	㎡	1.08	1.00	1.04	1.12	
6	根 切	1階床面積	㎡	3.66	3.39	3.51	3.93	
	基礎コンクリート	〃	㎡	1.23	1.13	1.18	1.27	

構 造		鉄筋コンクリート造（ＲＣ造）						
区 分		壁式						
階	工 種	単 位	専 用	共 同	店舗・	校舎・		

層				住 宅	住 宅	事務所	園 舎
全	砂 利 ・ 割 石 敷	1 階床面積	m ³	0.089	0.077	0.070	0.089
階	捨 コンクリート	〃	m ³	0.046	0.051	0.055	0.049
層							

表(7)

構 造		重量鉄骨造（S造）						
区 分		肉厚 4 mmを超え 9 mm未満のもの及び肉厚 9 mm以上のもの						
階層	工 種	単 位		専 用 住 宅	共 同 住 宅	店舗・事務所	工場・倉庫	車 庫
1	根 切	1 階床面積	m ³	1.01	1.01	0.86	0.73	0.73
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.419	0.419	0.317	0.257	0.257
	型 枠	基礎コンクリート	m ²	2.95	2.95	2.95	2.84	2.84
	鉄 筋	〃	t	0.141	0.141	0.117	0.146	0.146
2	根 切	1 階床面積	m ³	1.41	1.41	1.20	1.02	—
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.586	0.586	0.444	0.360	—
	型 枠	基礎コンクリート	m ²	2.78	2.78	2.78	2.68	—
	鉄 筋	〃	t	0.143	0.143	0.118	0.148	—
3	根 切	1 階床面積	m ³	1.81	1.81	1.54	1.32	—
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.753	0.753	0.570	0.463	—
	型 枠	基礎コンクリート	m ²	2.61	2.61	2.61	2.51	—
	鉄 筋	〃	t	0.145	0.145	0.120	0.150	—
4	根 切	1 階床面積	m ³	2.22	2.22	1.88	1.61	—
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.921	0.921	0.697	0.566	—
	型 枠	基礎コンクリート	m ²	2.43	2.43	2.43	2.34	—
	鉄 筋	〃	t	0.146	0.146	0.121	0.152	—
5	根 切	1 階床面積	m ³	—	2.62	2.23	—	—
	基礎コンクリート	〃	m ³	—	1.088	0.824	—	—
	型 枠	基礎コンクリート	m ²	—	2.26	2.26	—	—
	鉄 筋	〃	t	—	0.148	0.123	—	—

注 本表の型枠・鉄筋については、基礎コンクリート 1 m³当たりの数量である。〔以下表(8)から(9)についても同じ。〕

構 造		重量鉄骨造（S造）						
区 分		肉厚4mmを超え9mm未満のもの及び肉厚9mm以上のもの						
階層	工 種	単 位		専 用 宅	共 住 同 宅	店舗・事務所	工場・倉庫	車庫
全階層	砂利・割石敷	1階床面積	m ³	0.108	0.099	0.070	0.083	0.083
	捨コンクリート	〃	m ³	0.025	0.049	0.053	0.044	0.044

表(8)

構 造		軽量鉄骨造（L G S造）						
区 分		肉厚 4 mm未満のもの						
階層	工 種	単 位		専 用 宅	共 住 同 宅	店舗・事務所	工場・倉庫	車 庫
1	根 切	1階床面積	m ³	0.48	0.48	0.47	0.40	0.40
	砂利・割石敷	〃	m ³	0.081	0.081	0.081	0.094	0.094
	捨コンクリート	〃	m ³	0.020	0.020	0.018	0.015	0.015
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.120	0.120	0.110	0.102	0.102
	型 枠	基礎コンクリート	m ²	8.90	8.90	7.75	6.75	4.91
	鉄 筋	〃	t	0.121	0.121	0.116	0.114	0.114
2	根 切	1階床面積	m ³	0.58	0.58	0.56	0.48	—
	砂利・割石敷	〃	m ³	0.097	0.097	0.097	0.113	—
	捨コンクリート	〃	m ³	0.024	0.024	0.022	0.018	—
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.144	0.144	0.132	0.122	—
	型 枠	基礎コンクリート	m ²	8.46	8.46	7.36	6.41	—
	鉄 筋	〃	t	0.121	0.121	0.116	0.114	—
3	根 切	1階床面積	m ³	0.72	0.72	0.71	—	—
	砂利・割石敷	〃	m ³	0.122	0.122	0.122	—	—
	捨コンクリート	〃	m ³	0.030	0.030	0.027	—	—
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.180	0.180	0.165	—	—
	型 枠	基礎コンクリート	m ²	7.57	7.57	6.59	—	—
	鉄 筋	〃	t	0.121	0.121	0.116	—	—

表(9)

構 造		コンクリートブロック造（ＣＢ造）						
区 分		—						
階層	工 種	単 位		専 用 宅	共 同 宅	店舗・事務所	工場・倉庫	車 庫
1	根 切	1 階床面積	m ²	0.57	0.57	0.57	0.64	0.64
	砂 利 ・ 割 石 敷	〃	m ²	0.112	0.112	0.112	0.127	0.127
	捨コンクリート	〃	m ³	0.021	0.021	0.021	0.026	0.026
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.192	0.192	0.192	0.253	0.253
	型 枠	基礎コンクリート	m ²	8.65	8.65	8.65	9.51	9.51
	鉄 筋	〃	t	0.082	0.082	0.082	0.103	0.103
2	根 切	1 階床面積	m ²	0.68	0.68	0.68	0.77	—
	砂 利 ・ 割 石 敷	〃	m ²	0.134	0.134	0.134	0.152	—
	捨コンクリート	〃	m ³	0.025	0.025	0.025	0.031	—
	基礎コンクリート	〃	m ³	0.230	0.230	0.230	0.304	—
	型 枠	基礎コンクリート	m ²	8.22	8.22	8.22	9.03	—
	鉄 筋	〃	t	0.082	0.082	0.082	0.103	—

注 梁、屋根部分がコンクリートで施工されている場合には、その部分を別途個別に算出して計上するものとする。

第3 く体コンクリート量関係

鉄骨鉄筋コンクリート造（ＳＲＣ造）及び鉄筋コンクリート造（ＲＣ造）のく体コンクリート等に係る数量は、次式によって算出するものとする。

$$\text{く体コンクリート量} = \text{延床面積} \times (\text{統計数量値} \times \text{階高補正率})$$

$$\text{型枠・鉄筋} = \text{コンクリート量} \times \text{統計数量値}$$

イ 統計数量値

コンクリート量の数量値は、表(12)から(13)の構造、区分（ラーメン式・壁式）及び用途によるものとする。

ただし、コンクリート量には、表(5)及び(6)の基礎コンクリート量を含むものとする。

ロ 階高による補正

統計数量値の階高は3 m未満を基準としたものであり、階高が3 m以上の場合は、表(10)による補正を行うものとする。

ただし、補正は、コンクリート量についてのみ行うものとする。

表(10)

項目 \ 階高	3m未満	3m以上 4m未満	4m以上 5m未満	5m以上 6m未満	6m以上 7m未満	7m以上
補正率	1.00	1.06	1.18	1.30	1.42	1.48

ハ SRC造のコンクリート量及び鉄骨量の取扱い

SRC造のコンクリート量及び鉄骨量の取扱いは、次により行うものとする。

(1) 鉄骨量

鉄骨量は、次式によって算出するものとする。

$$\text{鉄骨量} = \text{延床面積} \times \text{統計数量値}$$

注 統計数量値は、表(11)の区分による。

表(11)

用 途	延床面積当たりの鉄骨量
共同住宅	0.053 t
事務所 店 舗	0.085 t
工 場 倉 庫	0.073 t
校 舎 園 舎	0.059 t

(2) く体コンクリート量

SRC造建物のコンクリート量は、統計数量値によって算出したコンクリート総量から、次式によって算出した数量を控除するものとする。

$$\text{く体コンクリート量} = \text{く体コンクリート量総量} - [\text{鉄骨量} \times 0.127 \text{ m}^3]$$

注 鉄骨量7.85 t 当たりコンクリート1.00 m³を基準としている。

(3) 型枠の取扱い

SRC造建物の型枠については、RC造として算出したコンクリート量を基準として算出するものとする。

(4) 鉄筋の取扱い

SRC造建物の鉄筋については、RC造として算出したコンクリート量から鉄骨分のコンクリート量を控除した数量を基準として算出するものとする。

く体コンクリート量等関係統計数量表

表(12)

構 造			鉄筋コンクリート造（ＲＣ造）・鉄骨鉄筋コンクリート造（ＳＲＣ造）				
区 分			ラーメン式				
用 途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積			
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上
専 用 住 宅	1	コンクリート	㎡	1.02	0.99	0.94	0.90
		型 枠	㎡	6.44	6.17	5.80	5.47
		鉄 筋	t	0.133	0.133	0.133	0.133
	2	コンクリート	㎡	1.00	0.97	0.92	0.88
		型 枠	㎡	6.50	6.23	5.85	5.52
		鉄 筋	t	0.137	0.137	0.137	0.137
	3	コンクリート	㎡	0.99	0.95	0.91	0.87
		型 枠	㎡	6.56	6.28	5.91	5.56
		鉄 筋	t	0.141	0.141	0.141	0.141
	4	コンクリート	㎡	0.97	0.94	0.89	0.85
		型 枠	㎡	6.61	6.33	5.96	5.61
		鉄 筋	t	0.145	0.145	0.145	0.145
	5	コンクリート	㎡	0.95	0.92	0.88	0.84
		型 枠	㎡	6.67	6.39	6.01	5.66
		鉄 筋	t	0.149	0.149	0.149	0.149
	6	コンクリート	㎡	0.93	0.90	0.86	0.82
		型 枠	㎡	6.72	6.44	6.06	5.71
		鉄 筋	t	0.152	0.152	0.152	0.152

注１ コンクリート量は、建物の延床面積１㎡当たりの数量である。ただし、土間コンクリートは含まれていないため、別途個別計算をして計上するものとする。

２ 型枠は、コンクリート量１㎡当りの数量である。

３ 鉄筋は、コンクリート量１㎡当りの数量である。

〔以下表(13)について同じ。〕

11	コンクリート	m ³	0.78	0.75	0.72	0.69	0.66	0.64	0.61
	型 枠	m ²	7.00	6.71	6.31	5.95	5.68	5.43	5.10
	鉄 筋	t	0.171	0.171	0.171	0.171	0.171	0.171	0.171
12	コンクリート	m ³	0.76	0.74	0.70	0.67	0.65	0.63	0.60
	型 枠	m ²	7.06	6.76	6.36	5.99	5.72	5.47	5.14
	鉄 筋	t	0.175	0.175	0.175	0.175	0.175	0.175	0.175
13	コンクリート	m ³	0.75	0.72	0.69	0.66	0.63	0.61	0.59
	型 枠	m ²	7.12	6.82	6.41	6.04	5.77	5.52	5.18
	鉄 筋	t	0.179	0.179	0.179	0.179	0.179	0.179	0.179
14	コンクリート	m ³	0.73	0.71	0.67	0.64	0.62	0.60	0.57
	型 枠	m ²	7.17	6.87	6.46	6.09	5.81	5.56	5.22
	鉄 筋	t	0.183	0.183	0.183	0.183	0.183	0.183	0.183
15	コンクリート	m ³	0.72	0.69	0.66	0.63	0.61	0.59	0.56
	型 枠	m ²	7.23	6.92	6.51	6.14	5.86	5.60	5.26
	鉄 筋	t	0.186	0.186	0.186	0.186	0.186	0.186	0.186

構 造			鉄筋コンクリート造（R C造）・鉄骨鉄筋コンクリート造（S R C造）								
区 分			ラーメン式								
用 途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積							
					200㎡以上	500㎡以上	1000㎡以上	2000㎡以上	3000㎡以上	5000㎡以上	10000㎡以上
				200㎡未満	500㎡未満	1000㎡未満	2000㎡未満	3000㎡未満	5000㎡未満	10000㎡未満	
店 舗 ・ 事 業 所	1	コンクリート	㎡ ³	0.98	0.95	0.90	0.86	0.83	0.80	0.77	0.74
		型 枠	㎡ ²	6.44	6.17	5.80	5.47	5.22	5.00	4.69	4.44
		鉄 筋	t	0.133	0.133	0.133	0.133	0.133	0.133	0.133	0.133
	2	コンクリート	㎡ ³	0.96	0.93	0.89	0.85	0.82	0.79	0.75	0.72
		型 枠	㎡ ²	6.50	6.23	5.85	5.52	5.27	5.04	4.73	4.48
		鉄 筋	t	0.137	0.137	0.137	0.137	0.137	0.137	0.137	0.137
	3	コンクリート	㎡ ³	0.95	0.91	0.87	0.83	0.80	0.78	0.74	0.71
		型 枠	㎡ ²	6.56	6.28	5.91	5.56	5.31	5.08	4.77	4.52
		鉄 筋	t	0.141	0.141	0.141	0.141	0.141	0.141	0.141	0.141
	4	コンクリート	㎡ ³	0.93	0.90	0.86	0.82	0.79	0.76	0.73	0.70
		型 枠	㎡ ²	6.61	6.33	5.96	5.61	5.36	5.13	4.81	4.56
		鉄 筋	t	0.145	0.145	0.145	0.145	0.145	0.145	0.145	0.145
	コンクリート	㎡ ³	0.91	0.88	0.84	0.80	0.77	0.75	0.71	0.69	

[illegible]

表(13)

構 造			鉄筋コンクリート造 (R C 造)				
区 分			壁式				
用 途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積			
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上
専 用 住 宅	1	コンクリート	㎡	0.99	0.96	0.91	0.87
		型 枠	㎡	7.51	7.19	6.76	6.37
		鉄 筋	t	0.100	0.100	0.100	0.100
	2	コンクリート	㎡	0.97	0.94	0.90	0.86
		型 枠	㎡	7.57	7.25	6.82	6.43
		鉄 筋	t	0.102	0.102	0.102	0.102
	3	コンクリート	㎡	0.96	0.92	0.88	0.84
		型 枠	㎡	7.64	7.32	6.88	6.48
		鉄 筋	t	0.105	0.105	0.105	0.105
	4	コンクリート	㎡	0.94	0.91	0.86	0.83
		型 枠	㎡	7.70	7.38	6.94	6.54
		鉄 筋	t	0.108	0.108	0.108	0.108
	5	コンクリート	㎡	0.92	0.89	0.85	0.81
		型 枠	㎡	7.77	7.44	7.00	6.59
		鉄 筋	t	0.111	0.111	0.111	0.111
	6	コンクリート	㎡	0.91	0.87	0.83	0.80
		型 枠	㎡	7.83	7.50	7.06	6.65
		鉄 筋	t	0.114	0.114	0.114	0.114

構 造			鉄筋コンクリート造（R C造）						
区 分			壁式						
用 途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積					
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
共 同 住 宅	1	コンクリート	㎡	0.91	0.88	0.84	0.80	0.77	0.75
		型 枠	㎡	7.51	7.19	6.76	6.37	6.08	5.82
		鉄 筋	t	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100
	2	コンクリート	㎡	0.90	0.87	0.83	0.79	0.76	0.74
		型 枠	㎡	7.57	7.25	6.82	6.43	6.14	5.87
		鉄 筋	t	0.102	0.102	0.102	0.102	0.102	0.102
	3	コンクリート	㎡	0.88	0.85	0.81	0.77	0.75	0.72
		型 枠	㎡	7.64	7.32	6.88	6.48	6.19	5.92
		鉄 筋	t	0.105	0.105	0.105	0.105	0.105	0.105
	4	コンクリート	㎡	0.87	0.84	0.80	0.76	0.73	0.71
		型 枠	㎡	7.70	7.38	6.94	6.54	6.24	5.97
		鉄 筋	t	0.108	0.108	0.108	0.108	0.108	0.108
	5	コンクリート	㎡	0.85	0.82	0.78	0.75	0.72	0.70
		型 枠	㎡	7.77	7.44	7.00	6.59	6.30	6.02
		鉄 筋	t	0.111	0.111	0.111	0.111	0.111	0.111
	6	コンクリート	㎡	0.83	0.81	0.77	0.73	0.71	0.68
		型 枠	㎡	7.83	7.50	7.06	6.65	6.35	6.07
		鉄 筋	t	0.114	0.114	0.114	0.114	0.114	0.114

構 造			鉄筋コンクリート造（R C造）						
区 分			壁式						
用 途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積					
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
店 舗 ・ 事 務 所	1	コンクリート	㎡	0.95	0.92	0.88	0.84	0.81	0.78
		型 枠	㎡	7.51	7.19	6.76	6.37	6.08	5.82
		鉄 筋	t	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100
	2	コンクリート	㎡	0.93	0.90	0.86	0.82	0.79	0.77
		型 枠	㎡	7.57	7.25	6.82	6.43	6.14	5.87
		鉄 筋	t	0.102	0.102	0.102	0.102	0.102	0.102
	3	コンクリート	㎡	0.92	0.89	0.85	0.81	0.78	0.75
		型 枠	㎡	7.64	7.32	6.88	6.48	6.19	5.92
		鉄 筋	t	0.105	0.105	0.105	0.105	0.105	0.105
	4	コンクリート	㎡	0.90	0.87	0.83	0.79	0.77	0.74
		型 枠	㎡	7.70	7.38	6.94	6.54	6.24	5.97
		鉄 筋	t	0.108	0.108	0.108	0.108	0.108	0.108
	5	コンクリート	㎡	0.89	0.86	0.82	0.78	0.75	0.73
		型 枠	㎡	7.77	7.44	7.00	6.59	6.30	6.02
		鉄 筋	t	0.111	0.111	0.111	0.111	0.111	0.111
	6	コンクリート	㎡	0.87	0.84	0.80	0.76	0.74	0.71
		型 枠	㎡	7.83	7.50	7.06	6.65	6.35	6.07
		鉄 筋	t	0.114	0.114	0.114	0.114	0.114	0.114

構 造			鉄筋コンクリート造（R C造）						
区 分			壁式						
用 途	階 層	種 別	単 位	延 床 面 積					
				200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
校 舎 ・ 園 舎	1	コンクリート	㎡	1.06	1.02	0.97	0.93	0.90	0.87
		型 枠	㎡	6.95	6.66	6.26	5.90	5.63	5.39
		鉄 筋	t	0.101	0.101	0.101	0.101	0.101	0.101
	2	コンクリート	㎡	1.04	1.00	0.96	0.91	0.88	0.85
		型 枠	㎡	7.01	6.72	6.32	5.95	5.68	5.44
		鉄 筋	t	0.104	0.104	0.104	0.104	0.104	0.104
	3	コンクリート	㎡	1.02	0.99	0.94	0.90	0.87	0.84
		型 枠	㎡	7.07	6.77	6.37	6.00	5.73	5.48
		鉄 筋	t	0.107	0.107	0.107	0.107	0.107	0.107
	4	コンクリート	㎡	1.00	0.97	0.92	0.88	0.85	0.82
		型 枠	㎡	7.13	6.83	6.42	6.05	5.78	5.53
		鉄 筋	t	0.110	0.110	0.110	0.110	0.110	0.110
	5	コンクリート	㎡	0.99	0.95	0.91	0.87	0.84	0.81
		型 枠	㎡	7.19	6.89	6.48	6.11	5.83	5.58
		鉄 筋	t	0.113	0.113	0.113	0.113	0.113	0.113
	6	コンクリート	㎡	0.97	0.93	0.89	0.85	0.82	0.79
		型 枠	㎡	7.25	6.95	6.53	6.16	5.88	5.62
		鉄 筋	t	0.116	0.116	0.116	0.116	0.116	0.116

第4 く体鉄骨量関係

鉄骨造建物のく体に係る鉄骨量は、次式によって算出するものとする。ただし、統計数量値には、内外階段は含まれるが、デッキプレート、材料、製品、工具等の収納棚、歩行（点検）路等の造作に係る鉄骨量は含まれていないので、これについては別途個別に算出して計上するものとする。

$$\text{鉄骨量} = \text{延床面積} \times \text{統計数量値}$$

イ 統計数量値

鉄骨量の数量値は、表(14)から(16)の重量鉄骨造、軽量鉄骨造、肉厚の区分及び用途によるものとする。

ロ クレーンが設置されている場合の補正

建物に走行クレーンが設置されている場合は、次式により鉄骨量の補正を行うことができるものとする。

$$\begin{aligned} \text{鉄骨量} &= \{[S_1 \times (V \times 1.1)] + [S_2 \times V]\} \\ V &= \text{統計数量値} \\ S_1 &= \text{走行クレーンの可動（設置）する床面積} \\ S_2 &= \text{走行クレーンの可動（設置）しない床面積} \\ &\text{ただし、} S_1 + S_2 = \text{床面積} \end{aligned}$$

く 体鉄骨量関係統計数量表

表(14)

構 造		重量鉄骨造（S 造）						
区 分		肉厚 9 mm以上のもの						
用 途	階 層	平均階高	延 床 面 積					
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
専 用 住 宅	1	3m未満	92kg	91kg	90kg	—	—	—
		3m以上 4m未満	95	94	92	—	—	—
		4m以上 5m未満	99	98	97	—	—	—
		5m以上	104	103	101	—	—	—
	2	3m未満	106	105	103	—	—	—
		3m以上 4m未満	109	108	106	—	—	—
		4m以上 5m未満	114	113	111	—	—	—
		5m以上	120	118	116	—	—	—
	3	3m未満	120	119	117	—	—	—
		3m以上 4m未満	123	122	120	—	—	—
		4m以上 5m未満	129	128	126	—	—	—
		5m以上	135	134	132	—	—	—
	4	3m未満	134	132	130	—	—	—
		3m以上 4m未満	137	136	134	—	—	—
		4m以上 5m未満	144	142	140	—	—	—
		5m以上	151	149	147	—	—	—

注 鉄骨量は、建物の延床面積 1 ㎡当たりの数量である。

〔以下表(15)から(16)について同じ〕

用途	階層	平均階高	延床面積					
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
共同住宅	1	3m未満	92kg	91kg	90kg	89kg	88kg	87kg
		3m以上 4m未満	95	94	92	91	90	89
		4m以上 5m未満	99	98	97	95	94	93
		5m以上	104	103	101	100	99	98
	2	3m未満	106	105	103	102	101	100
		3m以上 4m未満	109	108	106	105	103	102
		4m以上 5m未満	114	113	111	110	108	107
		5m以上	120	118	116	115	113	112
	3	3m未満	120	119	117	115	114	113
		3m以上 4m未満	123	122	120	118	117	116
		4m以上 5m未満	129	128	126	124	123	121
		5m以上	135	134	132	130	128	127
	4	3m未満	134	132	130	129	127	126
		3m以上 4m未満	137	136	134	132	130	129
		4m以上 5m未満	144	142	140	138	137	135
		5m以上	151	149	147	145	143	142
	5	3m未満	148	146	144	142	140	139
		3m以上 4m未満	152	150	148	145	144	142
		4m以上 5m未満	159	157	155	153	151	149
		5m以上	166	164	162	160	158	156

用途	階層	平均階高	延床面積							
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 5000㎡未満	5000㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上
店舗	1	3m未満	92kg	91kg	90kg	89kg	88kg	87kg	86kg	85kg
		3m以上 4m未満	95	94	92	91	90	89	88	87
		4m以上 5m未満	99	98	97	95	94	93	92	91
		5m以上	104	103	101	100	99	98	96	95
	2	3m未満	106	105	103	102	101	100	99	97
		3m以上 4m未満	109	108	106	105	103	102	101	100
		4m以上 5m未満	114	113	111	110	108	107	106	105
		5m以上	120	118	116	115	113	112	111	110
	3	3m未満	120	119	117	115	114	113	111	110
		3m以上 4m未満	123	122	120	118	117	116	114	113
		4m以上 5m未満	129	128	126	124	123	121	120	118
		5m以上	135	134	132	130	128	127	125	124
	4	3m未満	134	132	130	129	127	126	124	123
		3m以上 4m未満	137	136	134	132	130	129	127	126
		4m以上 5m未満	144	142	140	138	137	135	134	132
		5m以上	151	149	147	145	143	142	140	138
	5	3m未満	148	146	144	142	140	139	137	136
		3m以上 4m未満	152	150	148	145	144	142	141	139
		4m以上 5m未満	159	157	155	153	151	149	147	146
		5m以上	166	164	162	160	158	156	154	153

用途	階層	平均階高	延床面積							
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 5000㎡未満	5000㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上
事務所	1	3m未満	95kg	94kg	93kg	92kg	91kg	90kg	89kg	88kg
		3m以上 4m未満	98	97	95	94	93	92	91	90
		4m以上 5m未満	103	101	100	98	97	96	95	94
		5m以上	107	106	105	103	102	101	100	99
	2	3m未満	110	109	107	105	104	103	102	101
		3m以上 4m未満	113	111	110	108	107	106	104	103
		4m以上 5m未満	118	117	115	113	112	111	109	108
		5m以上	124	122	120	119	117	116	115	113
	3	3m未満	124	123	121	119	118	117	115	114
		3m以上 4m未満	127	126	124	122	121	120	118	117
		4m以上 5m未満	133	132	130	128	127	125	124	122
		5m以上	140	138	136	134	133	131	130	128
	4	3m未満	138	137	135	133	131	130	128	127
		3m以上 4m未満	142	140	138	136	135	133	132	130
		4m以上 5m未満	149	147	145	143	141	140	138	137
		5m以上	156	154	152	149	148	146	144	143
	5	3m未満	153	151	149	147	145	144	142	140
		3m以上 4m未満	157	155	152	150	149	147	145	144
		4m以上 5m未満	164	162	160	158	156	154	152	151
		5m以上	172	170	167	165	163	162	159	158

用途	階層	平均階高	延床面積							
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 5000㎡未満	5000㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上
工場	1	3m未満	79kg	77kg	74kg	71kg	69kg	67kg	65kg	63kg
		3m以上 4m未満	82	80	77	74	72	70	67	65
		4m以上 5m未満	85	83	80	77	74	72	70	68
		5m以上 6m未満	98	95	91	88	85	83	80	78
		6m以上 7m未満	111	108	104	100	97	94	91	88
		7m以上 8m未満	125	121	116	112	109	106	102	99
		8m以上 9m未満	138	134	129	124	121	117	113	109
		9m以上10m未満	177	172	165	159	154	150	145	140
		10m以上	215	209	201	194	188	183	176	171
	2	3m未満	95	92	88	85	83	80	77	75
		3m以上 4m未満	98	96	92	88	86	84	81	78
		4m以上 5m未満	102	99	95	92	89	87	84	81
		5m以上 6m未満	117	114	110	105	102	100	96	93
		6m以上 7m未満	133	130	125	120	117	113	109	106
		7m以上 8m未満	149	145	140	134	131	127	122	119
		8m以上 9m未満	166	161	155	149	145	141	136	131
		9m以上10m未満	212	206	198	191	185	180	173	168
		10m以上	258	251	241	232	226	220	211	205
	3	3m未満	110	107	103	99	96	94	90	88
		3m以上 4m未満	115	112	107	103	100	98	94	91
		4m以上 5m未満	119	116	111	107	104	101	98	95
		5m以上 6m未満	137	133	128	123	120	116	112	109
		6m以上 7m未満	156	151	145	140	136	132	127	123
		7m以上 8m未満	174	169	163	157	152	148	143	138
		8m以上 9m未満	193	188	180	174	169	164	158	153
		9m以上10m未満	247	240	231	222	216	210	202	196
		10m以上	301	293	281	271	263	256	247	239
	4	3m未満	126	123	118	113	110	107	103	100
		3m以上 4m未満	131	127	122	118	115	112	107	104
		4m以上 5m未満	136	132	127	122	119	116	112	108
		5m以上 6m未満	156	152	146	141	137	133	128	124
		6m以上 7m未満	178	173	166	160	155	151	146	141
		7m以上 8m未満	199	194	186	179	174	169	163	158
		8m以上 9m未満	221	215	206	198	193	188	181	175
		9m以上10m未満	283	275	264	254	247	240	231	224
		10m以上	344	335	322	310	301	293	282	273

用途	階層	平均階高	延床面積							
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 5000㎡未満	5000㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上
倉庫	1	3m未満	73kg	71kg	68kg	66kg	64kg	62kg	60kg	58kg
		3m以上 4m未満	76	74	71	68	67	65	62	60
		4m以上 5m未満	79	77	74	71	69	67	65	63
		5m以上 6m未満	91	88	85	82	79	77	74	72
		6m以上 7m未満	103	100	96	93	90	88	85	82
		7m以上 8m未満	116	112	108	104	101	98	95	92
		8m以上 9m未満	128	125	120	115	112	109	105	102
		9m以上10m未満	164	159	153	147	143	139	134	130
		10m以上	200	194	187	180	175	170	164	159
	2	3m未満	88	85	82	79	77	75	72	70
		3m以上 4m未満	91	89	85	82	80	78	75	72
		4m以上 5m未満	95	92	89	85	83	81	78	75
		5m以上 6m未満	109	106	102	98	95	93	89	86
		6m以上 7m未満	124	120	116	111	108	105	101	98
		7m以上 8m未満	139	135	130	125	121	118	114	110
		8m以上 9m未満	154	149	144	138	134	131	126	122
		9m以上10m未満	197	191	184	177	172	167	161	156
		10m以上	240	233	224	216	210	204	196	190
	3	3m未満	102	100	96	92	90	87	84	81
		3m以上 4m未満	107	104	100	96	93	91	87	85
		4m以上 5m未満	111	108	103	100	97	94	91	88
		5m以上 6m未満	127	124	119	114	111	108	104	101
		6m以上 7m未満	144	140	135	130	126	123	118	115
		7m以上 8m未満	162	157	151	146	141	138	133	128
		8m以上 9m未満	179	174	167	161	157	152	147	142
		9m以上10m未満	230	223	214	206	201	195	188	182
		10m以上	280	272	261	252	244	238	229	222
	4	3m未満	117	114	109	105	102	100	96	93
		3m以上 4m未満	122	118	114	110	106	104	100	97
		4m以上 5m未満	126	123	118	114	111	108	104	100
		5m以上 6m未満	145	141	136	131	127	123	119	115
		6m以上 7m未満	165	161	154	148	144	140	135	131
		7m以上 8m未満	185	180	173	166	162	157	152	147
		8m以上 9m未満	205	199	191	184	179	174	168	163
		9m以上10m未満	262	255	245	236	229	223	215	208
		10m以上	320	311	299	288	279	272	262	254

く体鉄骨量関係統計数量表

表(15)

構 造		重量鉄骨造（S造）						
区 分		肉厚4mmを超え9mm未満のもの						
用 途	階 層	平均階高	延 床 面 積					
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
専 用 住 宅	1	3m未満	76kg	76kg	74kg	—	—	—
		3m以上 4m未満	78	77	76	—	—	—
		4m以上 5m未満	82	81	80	—	—	—
		5m以上	86	85	84	—	—	—
	2	3m未満	88	87	86	—	—	—
		3m以上 4m未満	90	89	88	—	—	—
		4m以上 5m未満	94	93	92	—	—	—
		5m以上	99	98	96	—	—	—
	3	3m未満	99	98	97	—	—	—
		3m以上 4m未満	102	101	99	—	—	—
		4m以上 5m未満	107	106	104	—	—	—
		5m以上	112	110	109	—	—	—

用途	階層	平均階高	延床面積					
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
共同住宅	1	3m未満	76kg	75kg	74kg	73kg	72kg	72kg
		3m以上 4m未満	78	77	76	75	74	74
		4m以上 5m未満	82	81	80	79	78	77
		5m以上	86	85	84	82	82	81
	2	3m未満	88	87	85	84	83	83
		3m以上 4m未満	90	89	88	86	85	85
		4m以上 5m未満	94	93	92	91	90	89
		5m以上	99	98	96	95	94	93
	3	3m未満	99	98	97	95	94	93
		3m以上 4m未満	102	101	99	98	97	96
		4m以上 5m未満	107	106	104	102	101	100
		5m以上	112	110	109	107	106	105
	4	3m未満	111	109	108	106	105	104
		3m以上 4m未満	113	112	110	109	108	107
		4m以上 5m未満	119	118	116	114	113	112
		5m以上	125	123	121	120	118	117
	5	3m未満	122	121	119	117	116	115
		3m以上 4m未満	125	124	122	120	119	118
		4m以上 5m未満	131	130	128	126	125	123
		5m以上	137	136	134	132	130	129

用途	階層	平均階高	延床面積							
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 5000㎡未満	5000㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上
店舗	1	3m未満	76kg	75kg	74kg	73kg	72kg	72kg	71kg	70kg
		3m以上 4m未満	78	77	76	75	74	74	73	72
		4m以上 5m未満	82	81	80	79	78	77	76	75
		5m以上	86	85	84	82	82	81	80	79
	2	3m未満	88	87	85	84	83	83	81	81
		3m以上 4m未満	90	89	88	86	85	85	83	83
		4m以上 5m未満	94	93	92	91	90	89	88	87
		5m以上	99	98	96	95	94	93	92	91
	3	3m未満	99	98	97	95	94	93	92	91
		3m以上 4m未満	102	101	99	98	97	96	94	93
		4m以上 5m未満	107	106	104	102	101	100	99	98
		5m以上	112	110	109	107	106	105	104	102
	4	3m未満	111	109	108	106	105	104	103	102
		3m以上 4m未満	113	112	110	109	108	107	105	104
		4m以上 5m未満	119	118	116	114	113	112	110	109
		5m以上	125	123	121	120	118	117	116	114
	5	3m未満	122	121	119	117	116	115	113	112
		3m以上 4m未満	125	124	122	120	119	118	116	115
		4m以上 5m未満	131	130	128	126	125	123	122	120
		5m以上	137	136	134	132	130	129	127	126

用途	階層	平均階高	延床面積積							
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 5000㎡未満	5000㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上
事務所	1	3m未満	77kg	76kg	75kg	74kg	73kg	72kg	71kg	71kg
		3m以上 4m未満	79	78	77	76	75	74	73	72
		4m以上 5m未満	83	82	80	79	79	78	77	76
		5m以上	87	86	84	83	82	81	80	79
	2	3m未満	88	87	86	85	84	83	82	81
		3m以上 4m未満	91	90	88	87	86	85	84	83
		4m以上 5m未満	95	94	93	91	90	89	88	87
		5m以上	100	98	97	95	94	94	92	91
	3	3m未満	100	99	97	96	95	94	93	92
		3m以上 4m未満	102	101	100	98	97	96	95	94
		4m以上 5m未満	107	106	105	103	102	101	100	99
		5m以上	112	111	110	108	107	106	104	103
	4	3m未満	112	110	109	107	106	105	103	102
		3m以上 4m未満	114	113	111	110	109	107	106	105
		4m以上 5m未満	120	119	117	115	114	113	111	110
		5m以上	125	124	122	120	119	118	116	115
	5	3m未満	123	122	120	118	117	116	114	113
		3m以上 4m未満	126	125	123	121	120	119	117	116
		4m以上 5m未満	132	131	129	127	126	124	123	121
		5m以上	138	137	135	133	131	130	128	127

用途	階層	平均階高	延床面積							
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 5000㎡未満	5000㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上
工場	1	3m未満	61kg	59kg	57kg	55kg	53kg	52kg	50kg	48kg
		3m以上 4m未満	63	61	59	57	55	54	52	50
		4m以上 5m未満	66	64	61	59	57	56	54	52
		5m以上 6m未満	75	73	70	68	66	64	62	60
		6m以上 7m未満	86	83	80	77	75	73	70	68
		7m以上 8m未満	96	93	90	86	84	82	79	76
		8m以上 9m未満	106	103	99	96	93	90	87	84
		9m以上10m未満	136	132	127	122	119	116	111	108
		10m以上	166	161	155	149	145	141	136	131
	2	3m未満	73	71	68	65	64	62	60	58
		3m以上 4m未満	76	74	71	68	66	64	62	60
		4m以上 5m未満	79	76	73	71	69	67	64	62
		5m以上 6m未満	90	88	84	81	79	77	74	72
		6m以上 7m未満	103	100	96	92	90	87	84	81
		7m以上 8m未満	115	112	107	103	101	98	94	91
		8m以上 9m未満	127	124	119	115	111	108	104	101
		9m以上10m未満	163	159	152	147	143	139	134	129
		10m以上	199	193	186	179	174	169	163	158
	3	3m未満	85	83	79	76	74	72	70	67
		3m以上 4m未満	88	86	83	79	77	75	72	70
		4m以上 5m未満	92	89	86	83	80	78	75	73
		5m以上 6m未満	105	102	98	95	92	90	86	84
		6m以上 7m未満	120	116	112	108	105	102	98	95
		7m以上 8m未満	134	130	125	121	117	114	110	106
		8m以上 9m未満	149	145	139	134	130	126	122	118
		9m以上10m未満	190	185	178	171	166	162	156	151
		10m以上	232	225	217	209	203	197	190	184

用途	階層	平均階高	延床面積							
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上 5000㎡未満	5000㎡以上 10000㎡未満	10000㎡以上
倉庫	1	3m未満	57kg	55kg	53kg	51kg	49kg	48kg	46kg	45kg
		3m以上 4m未満	59	57	55	53	51	50	48	47
		4m以上 5m未満	61	59	57	55	53	52	50	48
		5m以上 6m未満	70	68	65	63	61	60	57	56
		6m以上 7m未満	80	77	74	72	70	68	65	63
		7m以上 8m未満	89	87	83	80	78	76	73	71
		8m以上 9m未満	99	96	92	89	86	84	81	78
		9m以上10m未満	127	123	118	114	111	108	104	100
		10m以上	154	150	144	139	135	131	126	122
	2	3m未満	68	66	63	61	59	58	56	54
		3m以上 4m未満	71	69	66	63	62	60	58	56
		4m以上 5m未満	73	71	68	66	64	62	60	58
		5m以上 6m未満	84	82	79	76	73	71	69	67
		6m以上 7m未満	96	93	89	86	84	81	78	76
		7m以上 8m未満	107	104	100	96	94	91	88	85
		8m以上 9m未満	119	115	111	107	104	101	97	94
		9m以上10m未満	152	148	142	137	133	129	124	120
		10m以上	185	180	173	166	162	157	152	147
	3	3m未満	79	77	74	71	69	67	65	63
		3m以上 4m未満	82	80	77	74	72	70	67	65
		4m以上 5m未満	85	83	80	77	75	73	70	68
		5m以上 6m未満	98	95	92	88	86	83	80	78
		6m以上 7m未満	112	108	104	100	97	95	91	88
		7m以上 8m未満	125	122	117	112	109	106	102	99
		8m以上 9m未満	138	135	129	125	121	118	113	110
		9m以上10m未満	177	172	166	159	155	151	145	141
		10m以上	216	210	202	194	189	184	177	171

用途	階層	平均階高	延床面積					
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1000㎡未満	1000㎡以上 2000㎡未満	2000㎡以上 3000㎡未満	3000㎡以上
車庫	1	3m未満	42kg	41kg	40kg	—	—	—
		3m以上 4m未満	44	43	42	—	—	—
		4m以上	45	44	44	—	—	—

く体鉄骨量関係統計数量表

表(16)

構 造		軽量鉄骨造（L G S 造）				
区 分		肉厚 4 mm未満のもの				
用 途	階 層	平均階高	延 床 面 積			
			100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上
専 用 住 宅	1	3m未満	33kg	33kg	33kg	33kg
		3m以上 4m未満	35	35	35	35
		4m以上	36	36	36	36
	2	3m未満	34	34	34	34
		3m以上 4m未満	36	36	36	36
		4m以上	37	37	37	37
	3	3m未満	35	35	35	35
		3m以上 4m未満	37	37	37	37
		4m以上	38	38	38	38
共 同 住 宅	1	3m未満	33	33	33	33
		3m以上 4m未満	35	35	35	35
		4m以上	36	36	36	36
	2	3m未満	34	34	34	34
		3m以上 4m未満	36	36	36	36
		4m以上	37	37	37	37
	3	3m未満	35	35	35	35
		3m以上 4m未満	37	37	37	37
		4m以上	38	38	38	38
店 舗	1	3m未満	34	34	34	34
		3m以上 4m未満	35	35	35	35
		4m以上 5m未満	36	36	36	36
		5m以上	38	38	38	38
	2	3m未満	35	35	35	35
		3m以上 4m未満	36	36	36	36
		4m以上 5m未満	37	37	37	37
		5m以上	39	39	39	39
	3	3m未満	36	36	36	36
		3m以上 4m未満	37	37	37	37
		4m以上 5m未満	38	38	38	38
		5m以上	40	40	40	40

用途	階層	平均階高	延床面積			
			100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上
事務所	1	3m未満	36kg	36kg	36kg	36kg
		3m以上 4m未満	38	38	38	38
		4m以上 5m未満	39	39	39	39
		5m以上	41	41	41	41
	2	3m未満	37	37	37	37
		3m以上 4m未満	39	39	39	39
		4m以上 5m未満	40	40	40	40
		5m以上	42	42	42	42
	3	3m未満	39	39	39	39
		3m以上 4m未満	40	40	40	40
		4m以上 5m未満	42	42	42	42
		5m以上	43	43	43	43
工場	1	3m未満	32	31	30	29
		3m以上 4m未満	34	33	32	31
		4m以上 5m未満	36	34	33	32
		5m以上	37	36	35	34
	2	3m未満	33	32	31	30
		3m以上 4m未満	35	34	33	32
		4m以上 5m未満	37	35	34	33
		5m以上	38	37	36	35
倉庫	1	3m未満	31	30	29	28
		3m以上 4m未満	33	32	31	30
		4m以上 5m未満	35	33	32	31
		5m以上	36	35	34	33
	2	3m未満	32	31	30	29
		3m以上 4m未満	34	33	32	31
		4m以上 5m未満	36	34	33	32
		5m以上	37	36	35	34
車庫	1	3m未満	30	29	28	27
		3m以上 4m未満	32	31	30	29
		4m以上 5m未満	34	32	31	30

別添 3 非木造建物工事内訳明細書式

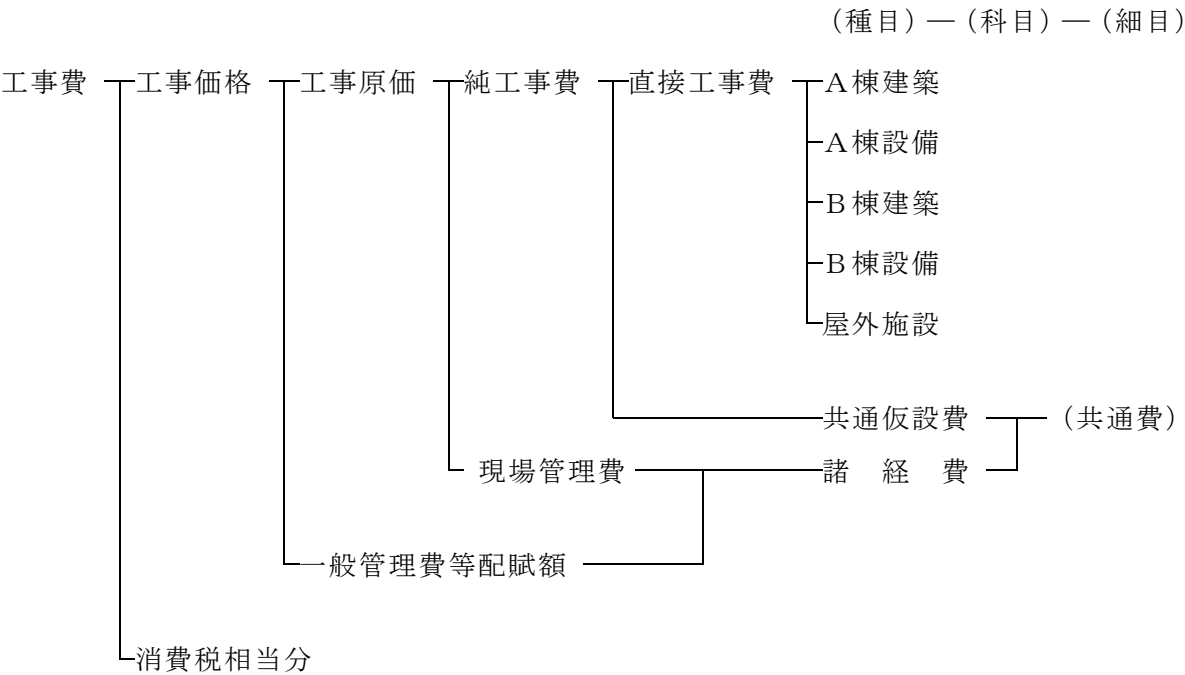
(趣旨)

1 この書式は、非木造建物調査積算要領第14条に規定する内訳書の標準書式である。

(工事費の構成)

2 工事費は、通常次のとおり構成され、種目別、科目別及び細目別の段階がある。工事内訳明細書は、工事費の内容と金額を示すものであり、その記載要領は8に規定するものとする。

工事費の構成

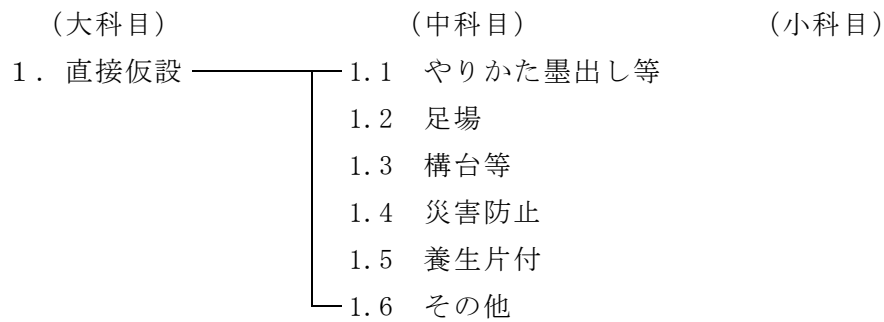


(種目別内訳)

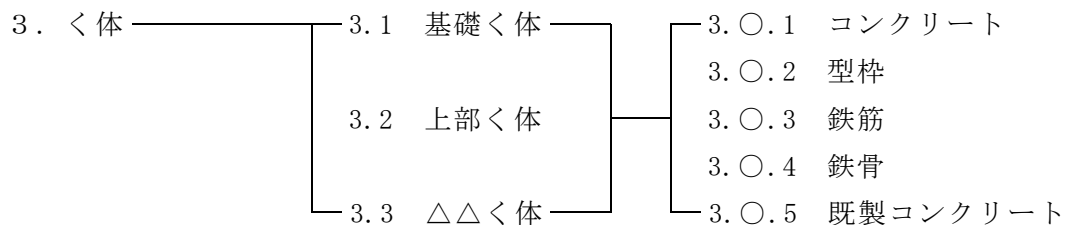
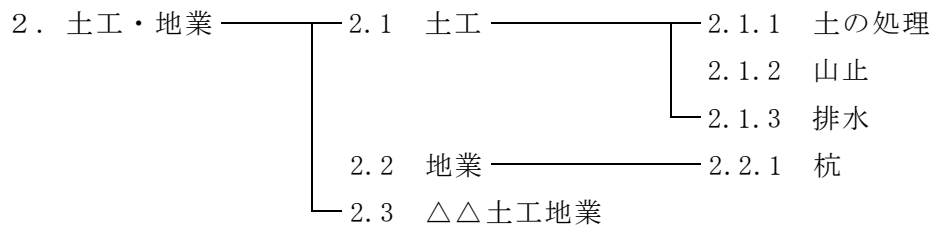
3 種目別内訳は工事の種目別の金額を示す。種目区分は、A棟建築、A棟設備、B棟建築、B棟設備などに区分し、建築設備に含めることが適当でない屋外施設、取りこなしなどについては、適切な名称の種目を設けることができる。

(科目別内訳)

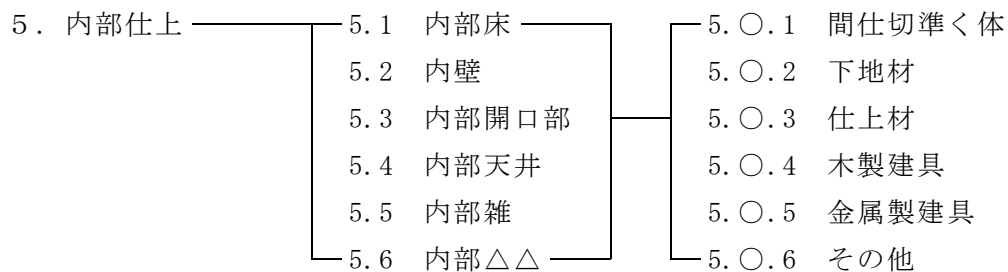
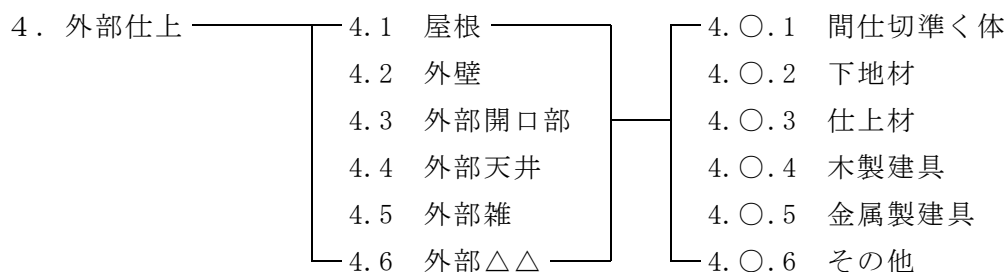
4 科目別内訳は各種目について科目別の金額を示す。科目別区分は、次を標準として、工事の内容規模等に応じさらに細分又は集約できるものとする。



※ 直接仮設は中科目を省略して細目を記載することができる。



※ く体は中科目を省略することができる。



※ 外部仕上以下の小科目は、主として細目の記載順序を示し、小科目名、小科目集計を省略することができる。

- 6. 電気設備
 - 6.1 電灯設備
 - 6.2 動力設備
 - 6.3 避雷設備
 - 6.4 構内配電線路
 - 6.5 受変電設備
 - 6.6 自家発電設備
 - 6.7 電話設備
 - 6.8 インターホン設備
 - 6.9 電気時計、拡声設備
 - 6.10 テレビ共同受信設備
 - 6.11 火災報知設備
 - 6.12 構内交換設備
 - 6.13 その他

- 7. 給排水衛生設備
 - 7.1 衛生器具設備
 - 7.2 給水設備
 - 7.3 排水設備
 - 7.4 給湯設備
 - 7.5 消火設備
 - 7.6 ガス設備
 - 7.7 厨房機器設備
 - 7.8 さく井設備
 - 7.9 その他

- 8. 空気調和設備
 - 8.1 空気調和設備
 - 8.2 換気設備
 - 8.3 排煙設備
 - 8.4 その他

- 9. 昇降設備
 - 9.1 乗用エレベータ設備
 - 9.2 電動ダムウェーター設備
 - 9.3 その他

- 10. その他設備

(細目別内訳)

5 細目別内訳は、各科目について原則として細目別の数量、単価、金額を記載する。一式計上する細目は、備考欄に計算方法等を略記する。細目は材料費、施工費（手間その他）、機械器具費等を含む合成費又は複合費等をもって示す。細目区分は工事の内容、金額の大小等に応じて定め、その記載内容は次による。

① 運搬費、小運搬費は、通常、材料費、施工費、複合費等に含ませるが、特に必要ある場合は別に計上する。

② 仮設的費用、機械器具費、運搬費等は、各科目ごとに分けられるものはその科目に、数科目に共通のものは種目ごとの仮設工事費に、全般的なものは共通仮設費に計上する。

③ 摘要欄には、材種、規格、品等、寸法その他必要事項を記載する。

細目によってはどの科目に属するか一概に定められないものがあるが、そのような細目については、工事の内容、材料の品種、施工の専門別等を考慮のうえ適当な科目に計上する。

(共通費)

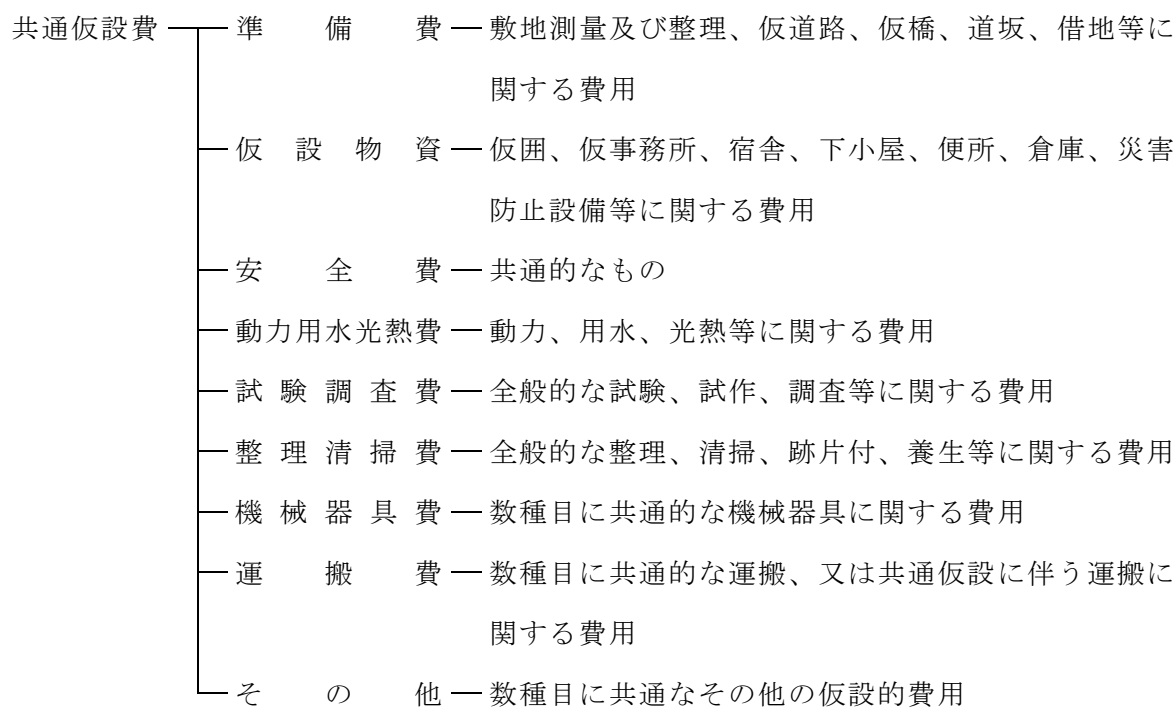
6 共通仮設費及び諸経費については、次により記載する。

① 共通仮設費は、別記に定めるⅠ共通仮設費率表に基づき、次の式により算出するものとする。

共通仮設費＝直接工事費×共通仮設費率

共通仮設費率は移転先ごとの直接工事費の合計額に対応した率を適用するものとする。

なお、除却工法を認定した建物は、当該建物の建築直接工事費に対応した率を適用するものとする。共通仮設費に含まれる内容は次に示す費用とする。



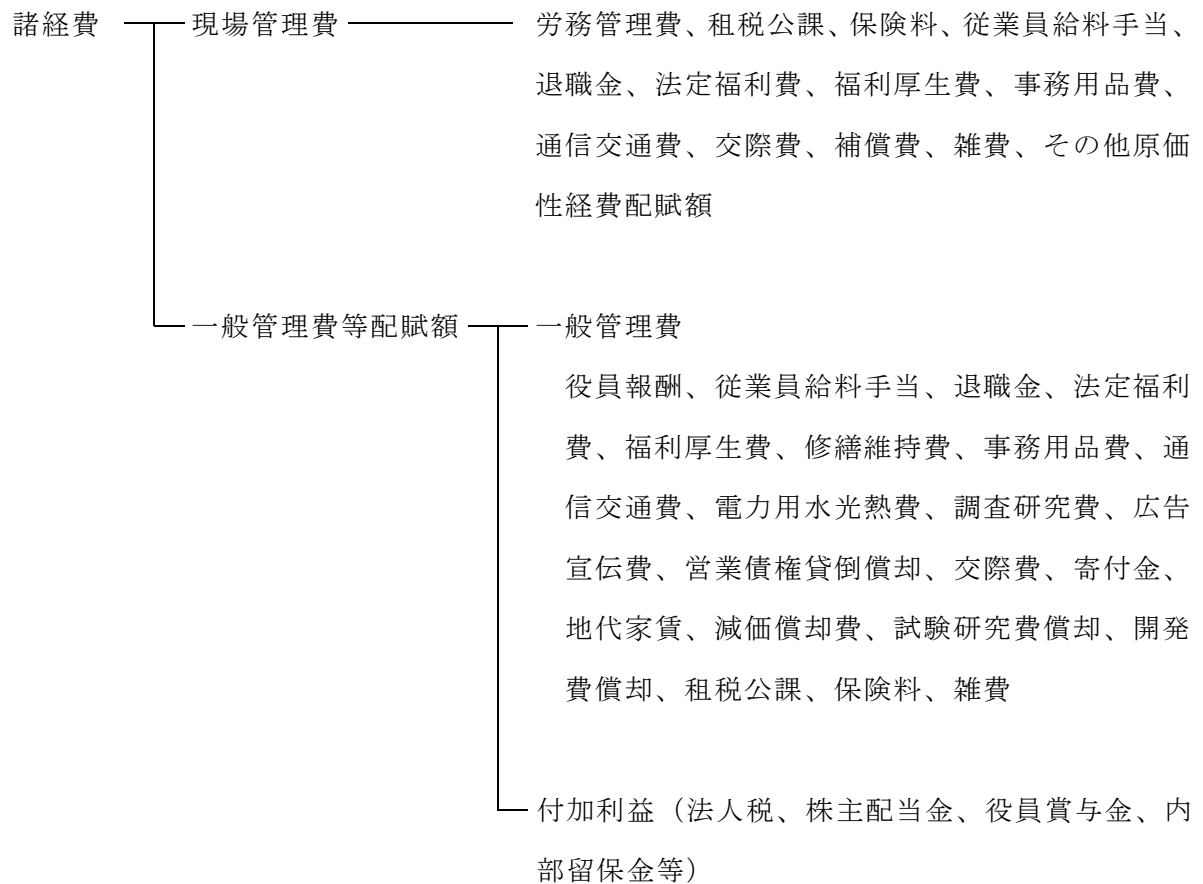
② 諸経費は別記に定めるⅡ諸経费率表に基づき、次の式により算出するものとする。

諸経費＝純工事費×諸経费率

純工事費：直接工事費に共通仮設費を加えた額とする。

諸経费率：一発注（建築及び解体）を単位として、純工事費及び廃材運搬費の合計額に対応した率を適用するものとする。

諸経費の内容は一般に次のとおりとし下請経費は純工事費に含むものとする。



なお、非木造建物調査積算要領第10条第2号に規定する単価を補償金の積算に用いる場合において、上記の内容と同等の諸経費が含まれている当該単価は、諸経費の対象としない。

（工事内訳明細書のまとめ方と記載例）

7 用紙はA列4番を標準とし、様式、記載例は、次頁以下による。なお、記載例は標準的なものを掲げており、必要に応じ、種目、科目及び細目を設けるものとする。

別記

非木造建物補償諸率表

I 共通仮設費率表

直接工事費(百万円)	共通仮設費率 (%)	直接工事費(百万円)	共通仮設費率 (%)
10 以下	5.64	300 をこえ 350 "	6.13
10 をこえ 12 "	5.67	350 " 400 "	6.15
12 をこえ 14 "	5.69	400 " 500 "	6.19
14 をこえ 16 "	5.71	500 " 600 "	6.21
16 をこえ 18 "	5.72	600 " 700 "	6.23
18 をこえ 20 "	5.74	700 " 800 "	6.25
20 をこえ 22 "	5.75	800 " 900 "	6.27
22 をこえ 24 "	5.76	900 " 1,000 "	6.29
24 をこえ 26 "	5.77	1,000 " 1,500 "	6.35
26 をこえ 28 "	5.78	1,500 " 2,000 "	6.39
28 をこえ 30 "	5.79	2,000 " 2,500 "	6.42
30 をこえ 35 "	5.81	2,500 " 3,000 "	6.45
35 をこえ 40 "	5.83	3,000 " 4,000 "	6.49
40 をこえ 45 "	5.85	4,000 をこえるもの	6.53
45 をこえ 50 "	5.86		
50 をこえ 55 "	5.87		
55 をこえ 60 "	5.89		

60	をこえ	70	〃	5.91		
70	をこえ	80	〃	5.93		
80	をこえ	90	〃	5.94		
90	をこえ	100	〃	5.96		
100	をこえ	120	〃	5.98		
120	をこえ	140	〃	6.00		
140	をこえ	160	〃	6.02		
160	をこえ	180	〃	6.04		
180	をこえ	200	〃	6.05		
200	をこえ	250	〃	6.09		
250	をこえ	300	〃	6.11		

Ⅱ 諸経費率表

純工事費(百万円)	諸経費率(%)	純工事費(百万円)	諸経費率(%)
10 以下	34.5	55 を超え 60 以下	22.4
10 を超え 12 以下	33.0	60 を超え 70 以下	21.5
12 を超え 14 以下	31.8	70 を超え 80 以下	20.9
14 を超え 16 以下	30.8	80 を超え 90 以下	20.3
16 を超え 18 以下	29.9	90 を超え 100 以下	19.8
18 を超え 20 以下	29.2	100 を超え 120 以下	18.9
20 を超え 22 以下	28.5	120 を超え 140 以下	18.2

22 を超え 24 以下	27.9	140 を超え 160 以下	17.6
24 を超え 26 以下	27.4	160 を超え 180 以下	17.1
26 を超え 28 以下	26.9	180 を超え 200 以下	16.7
28 を超え 30 以下	26.4	200 を超え 250 以下	15.8
30 を超え 35 以下	25.5	250 を超え 300 以下	15.1
35 を超え 40 以下	24.7	300 を超え 350 以下	14.6
40 を超え 45 以下	24.0	350 を超え 400 以下	14.1
45 を超え 50 以下	23.4	400 を超え 500 以下	13.4
50 を超え 55 以下	22.8	500 を超えるもの	12.8

- 注) 1. 本表の諸経費率によって算出された額が、それぞれの欄の前欄において算出される額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。
2. 本表の諸経費率を適用する純工事費は、一発注（建築＋解体）を単位として算定された額とする。
- なお、本表の諸経費率の適用に当たっては、原則として建物と附帯工作物については別発注、木造建物と非木造建物については一発注として算定するものとする。
3. 住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保費用は諸経費率に含まれている。